

平成 28 年度第 2 回
ツキノワグマ保護管理検討委員会

日 時 平成 28 年 10 月 19 日（水） 10：00～12：00

場 所 盛岡地区合同庁舎 講堂 C

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成 28 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組状況について

(2) 平成 28-29 年次ツキノワグマ捕獲上限数について

(3) 第 4 次ツキノワグマ管理計画（案）について

(4) その他

4 閉 会

ツキノワグマ保護管理検討委員会委員出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東北地域環境計画研究会	会 長	由 井 正 敏	
	国立大学法人岩手大学 農 学 部	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	
	盛岡市動物公園	園 長	辻 本 恒 徳	
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇 野 壮 春	
関係 団体	岩手県鳥獣保護管理員協議会	会 長	藤 澤 富 男	欠席
	公益社団法人岩手県猟友会	副 会 長 兼 専 務 理 事	菅 野 範 正	
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	佐 々 木 信 夫	
	全国農業協同組合連合会 岩手県本部資材部	資材部次長兼 営農技術課長	小 川 義 則	
研究 団体	岩手県ツキノワグマ研究会	事 務 局 長	藤 村 正 樹	
行政 機関	東北森林管理局 計画保全部保全課	課 長	菅 野 敏 裕	
	岩手県農林水産部 農業振興課	担い手対策課長	菊 池 政 洋	
	岩手県農林水産部 森林整備課	整 備 課 長	及 川 竜 一	
	岩手県警察本部生活安全部 生活環境課	課 長	千 葉 和 幸	欠席
市町 村	盛岡市環境部環境企画課	課 長	嵯 峨 秀 俊	
	遠野市農林畜産部 農業振興課	課 長	阿 部 順 郎	
	八幡平市農林課	課 長	佐 藤 文 城	欠席
	岩手県農林水産部 林産課	課 長	佐 藤 太 一	欠席

平成28年度第2回
ツキノワグマ保護管理検討委員会

本文資料 目次

【報告事項】

平成28年度の取組状況

1. 個体数管理…………… 1
2. 生息環境整備…………… 3
3. 被害防除対策…………… 3
4. モニタリング調査…………… 6
5. 隣接県との調整…………… 7

【協議事項】

1. 平成28-29年次のツキノワグマ捕獲上限数について …… 8
2. 第4次ツキノワグマ管理計画（案）について……………別添

【報告事項】

平成 28 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況

1 個体数管理

(1) 捕獲数管理 資料 1-1, 1-2, 1-3

1) 平成 27-28 年管理年次（平成 27 年 11 月 15 日～平成 28 年 11 月 14 日）

捕獲上限数および捕獲状況（平成 28 年 10 月 7 日現在）

（単位：頭）

区 分	捕獲上限	狩猟	有害捕獲		春季	計	
			捕獲	うち放獣	捕獲	捕獲	うち放獣
北奥羽	1 3 8	2 2	1 4 0	2	1 7	1 7 9	2
北上高地	2 0 4	3 6	1 7 0	3	0	2 0 6	3
計	3 4 2	5 8	3 1 0	5	1 7	3 8 5	5

2) 捕獲自粛要請等 資料 1-4

北奥羽地域において捕獲上限数を超えることが予想されたため、振興局担当者へは担当者会議により許可条件の厳守について依頼し、該当する市町村へは平成 28 年 9 月 20 日付け自第 689 号「岩手県内（北奥羽地域）におけるツキノワグマ捕獲数について」により最大限、追払い等の非捕殺による対応を依頼したが、大量出没年であることと人身被害が継続して発生していることに鑑み、不許可等の対応は行わなかった。

3) 春季捕獲

八幡平市、西和賀町で実施。捕獲実績は八幡平市 12 頭、西和賀町 5 頭。

4) 捕獲許可にかかる特例許可の試行 資料 2-1, 2-2

近年、ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成 26 年 6 月 1 日から、市町村の判断による緊急時の円滑な対応を確保するため、被害事案 1 件ごとに行う通常の許可手続きに加え、市町村ごとの捕獲上限を設定し、その範囲内で予め市町村からの申請を受けて行う特例許可の試行を実施している。

特例許可の適用期間は 6 月からであるが、今年は昨年度のブナの豊凶結果から 3 月に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表しており、春先に人身被害の危険性の高い子連れグマの出没が多くなることが予想されていたことから、迅速な対応を促進するため適用期間の前倒しを実施し、5 月 1 日からの適用とした。

また、今年度は春先のクマの出没が多く、6 月に「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表した。このような状況の中で、有害捕獲が本格化する 8 月前に事前配分頭数を使い切った市町村からの要望を受けて、平成 28 年 8 月 5 日に配分頭数の残が 0 の市町村に対し、各 2 頭の再配分を実施した。

【対象】 33 市町村（鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策定済の市町村）

【申請】 28 市町村（洋野町と二戸管内市町村を除く）

【許可期間】 5 月 1 日から 10 月末の期間、最大 30 日間

①配分数（捕獲実績）が多い主な市町村

市町村名	配分数	使用実績
遠野市	2 1	2 1
岩泉町	1 6	1 0
宮古市	1 5	2
花巻市	1 3	1 1
雫石町	1 3※	1 3
一関市	1 1	1 0
盛岡市	1 1※	1 1

②配分数（捕獲実績）が少ない主な市町村

市町村名	配分数	使用実績
葛巻町	3	3
岩手町	3	3
紫波町	3	2
平泉町	3	3
陸前高田市	3	1
大槌町	3	1
県北・二戸	3	

（平成 28 年 10 月 7 日時点）

※再配分実施市町村：6 市町村（盛岡市、矢巾町、雫石町、滝沢市、大船渡市、普代村）

（2）緊急時における捕獲許可事務の特例処理

1）根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとされているもの。

2）権限移譲状況

全市町村（平成 21 年度より）

3）平成 28 年度実績

許可実績：0 件

<市町村における捕獲許可実績>（H21 以降）

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭
金ヶ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭

2 生息環境整備

(1) 天然性林の保全・管理

コナラ等（コナラ・ミズナラ・クリ）のツキノワグマの餌となる広葉樹について、造林や保育等の森林整備を実施。

単位：ha（前年対比）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
造林	84 (155.6%)	46 (54.8%)	51(110.9%)	57(111.8%)
保育等 (除伐・間伐・更新伐)	311 (42.9%)	87 (27.9%)	48 (55.2%)	17(35.4%)

(2) いわての森林づくり県民税の活用（いわて環境の森整備事業）

公益上に重要な森林で、森林所有者自らの管理が期待できない人工林を対象とし、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林に誘導する混交林誘導伐（概ね5割の強度間伐）を実施。（平成27年度：934ha）

(3) 民有林緑の回廊の設定

北東北3県で合意された「緑のグランドデザイン」構想に基づき、野生生物のハビタットの連続性を確保するため、国有林の「奥羽山脈緑の回廊」に連続する「民有林緑の回廊」を平成17年度までに設定。

3 被害防除対策

(1) 被害状況

1) 平成28年度人身被害状況 資料3-1, 3-2

県全体：15件17人
北上高地：10件10人
北奥羽：5件7人

区分	27年度		28年度（4/1～10/13現在）	
	件数	人数	件数	人数
北上高地	10	10	10	10
北奥羽	3	4	5	7
計	13	14	15	17

2) 平成27年度農林業被害 資料4

被害面積：約25.7ha
被害額：約2,477万円
主な被害作物：飼料作物、果樹、野菜など

農業被害

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
水 稲	6.0	602	2.9	593	3.3	461
野 菜	3.8	559	3.5	307	1.7	158
果 樹	7.1	1,163	5.7	1,275	4.4	561
飼料作物	41.0	3,028	51.2	2,731	16.1	1,260
その他*	1.0	114	6.7	125	0.2	37
計	58.9	5,466	70.0	5,031	25.7	2,477

※その他にはコーンサイレージ等含む

林業被害

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
区域面積 (ha)	26.15	114.69	139.65	0
実損面積 (ha)	0.15	0.65	0.73	0
損害額 (万円)	40	186	214	0

(2) 各種対策状況

1) 人身被害防止対策

① 「ツキノワグマの出没に関する注意報」発表 資料 5-1

平成 27 年秋にブナが大豊作だったことから、春先に子連れのコマが多く出没すること、かつ大豊作の翌年はブナが実を付けないことから、夏から秋の山の餌不足により、コマの行動範囲が広がり、人里周辺への出没が多発し、人身被害や農畜産物被害が増加する恐れがあることから、平成 28 年 3 月 15 日付け自第 643 号により「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、各市町村等へ住民等への周知及び出没時における適切な対応について依頼した。

② 「ツキノワグマの出没に関する警報」発表 資料 5-2

3 月に注意報を発表し、注意喚起を図ったところであるが、4～6 月のコマの出没件数が近年で最も多く、前年同期を超える人身被害が発生したことから、より一層の注意喚起と被害防止対策の周知を行うため、平成 28 年 6 月 23 日付け自第 249 号により「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表した。

② 普及啓発

実施内容：通知（4 回）、その他（テレビ、ラジオ、いわてグラフ、岩手の林業）リーフレット、HP

実施時期：通年

< 通知 >

通知時期	注意喚起等依頼先	主な対象
H28. 4. 25	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部	5月の大型連休前に山に行楽目的の入山者に向けた注意喚起
H28. 6. 14	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部	出没報告件数の急増により、人身被害防止の注意喚起
H28. 6. 20	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部	環境省通知を受けて、人身被害防止の注意喚起
H27. 9. 7	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部	キノコ採り等の入山者、農業従事者、国体関係者

< 各種媒体（マスコミ、リーフレット配布等） >

時期	媒体	社名及び内容等
H28. 4. 12	ラジオ	I B C 「ツキノワグマの出没に関する注意報」
H28. 4	岩手の林業	4月号 「ツキノワグマの出没に関する注意報を発表中！」
H28. 5	地上デジタルデータ放送	岩手県からのお知らせ 「ツキノワグマの出没に関する注意報」
H28. 5. 3	FB・ツイッター	「ツキノワグマの出没に関する注意報」
H28. 7. 25	FB・ツイッター	「ツキノワグマの出没に関する警報」発表中！
H28. 8	岩手の林業	8月号 「ツキノワグマの出没に関する警報発表中！」
H28. 8. 1 H28. 8. 3 H28. 8. 4 H28. 8. 6	テレビ (IBC、TVI、MIT)	県政ミニ番組（いわて！わんこ広報室）のお知らせ 「クマの出没に関する警報発表中」 アナウンスと広報画像
H28. 9～通年	リーフレット	「クマに遭わないための8か条」 3,000部 配布先：県内産直施設、道の駅、まちの駅、ホームセンター、イオン店舗、高速道路SA, PA 計401施設
H28. 9. 9	ラジオ	I B C ラジオ「クマ出没に関する警報」
H28. 10	いわてグラフ (全戸配布)	インフォメーション 「ツキノワグマの出没に関する警報発表中」
通年	HP	ツキノワグマの人身被害防止について 各種リーフレット、被害マップ

③ 地域における管理対策の推進（農林業被害対策も含む）

実施内容：「地区ツキノワグマ保護管理協議会」における検討及び研修

※平成27年度は9地区中7地区で実施。

※平成28年度は9地区中1地区で実施済み（10月7日時点）。

④ 追払い対策の推進

煙火消費保安講習会を実施。(10月16日、受講者107名：市町村職員等)

2) 農林業被害防除対策

① 鳥獣被害防止特措法の活用

計画策定市町村(ツキノワグマを対象とするもの：平成28年9月時点)

：県内全市町村で策定(33市町村)

主な計画内容：環境整備、誘因物除去、追払い推進、捕獲体制整備、対象鳥獣捕獲員、電気柵設置、普及啓発、地域協議会

3) その他出没等に関する対策

① 市街地等の出没対策

市街地等への出没対応を踏まえ、吹き矢麻醉及び麻醉銃等の活用について検討、危険猟法許可を取得(平成28年5月25日付環東地野許第1605254号)。

② 出没状況等の把握 資料6

月ごとに各市町村から出没件数の報告を受け、取りまとめている。

4 モニタリング調査

(1) 捕獲記録

対象：有害及び狩猟による捕獲個体

方法：捕獲実施者及び狩猟者からの報告票提出

記録内容：捕獲日時、場所、体重、体長、性別、推定年齢、子連れの有無等

結果：資料7

(2) ブナ及び広葉樹堅果の豊凶調査

対象：北奥羽地域9地点(ブナ)、北上高地12地点(ナラ類)※

※ナラ類は台風10号被害により1地点で調査不可能

方法：9月～10月にかけて目視により実施

平成27年度より各振興局保健福祉環境部・林務部及び環境保健研究センターにおいて実施。

結果：資料8

(4) ツキノワグマ生息数調査(ヘアトラップ調査)

対象：花巻市、遠野市

方法：50基のヘアトラップを設置し調査。

平成25年度より、小規模ヘアトラップを継続的に実施。

平成25年度結果は花巻1.01頭/K²、遠野0.31頭/K²。

平成26年度結果は花巻1.03頭/K²、遠野0.29頭/K²。

平成27年度結果は花巻0.95頭/K²、遠野0.27頭/K²。

(5) 春季捕獲に係る痕跡調査

- 対象 : 春季捕獲実施市町村（八幡平市、西和賀町）
方法 : 踏査による目視調査
結果 : 資料9

5 隣接県との調整

開催時期 : H29.2月頃を予定

開催場所 : 岩手県盛岡市を予定

協議内容 : 北奥羽地域個体群における保護管理状況等

※平成21年度から青森県も参加し、情報交換を行っている。

【協議事項】

平成 28-29 年次ツキノワグマ捕獲上限数について 資料 10-1, 10-2

平成 27-28 年度（平成 28 年 11 月 14 日まで）の捕獲上限数は 342 頭（北奥羽地域個体群 138 頭、北上高地地域個体群 204 頭）であったが、放獣を除く実捕獲数は 380 頭（北奥羽地域個体群 177 頭、北上高地地域個体群 203 頭）となった。

個体数管理を行うため平成 28-29 年次（平成 28 年 11 月 15 日から平成 29 年 11 月 14 日）における捕獲上限数を 363 頭（北奥羽地域個体群 148 頭、北上高地地域個体群 215 頭、）とする。

（単位：頭）

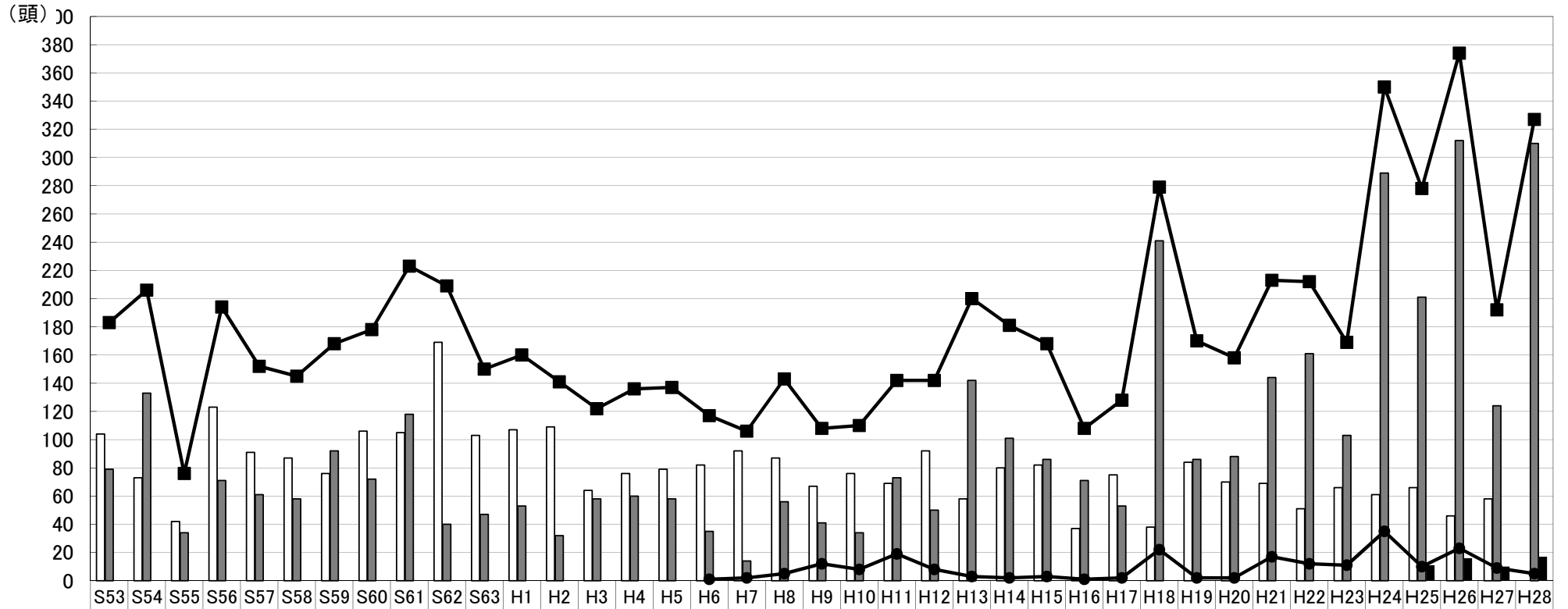
区 分	平成 27-28 年次（11 月 14 日まで）			平成 28-29 年次
	捕獲上限数 a	捕獲実績 b	差 c=a-b	捕獲上限数
北 奥 羽	138	177	-39	148
北上高地	204	203	1	215
計	342	380	-38	363

※ 捕獲実績には、放獣を含まない。

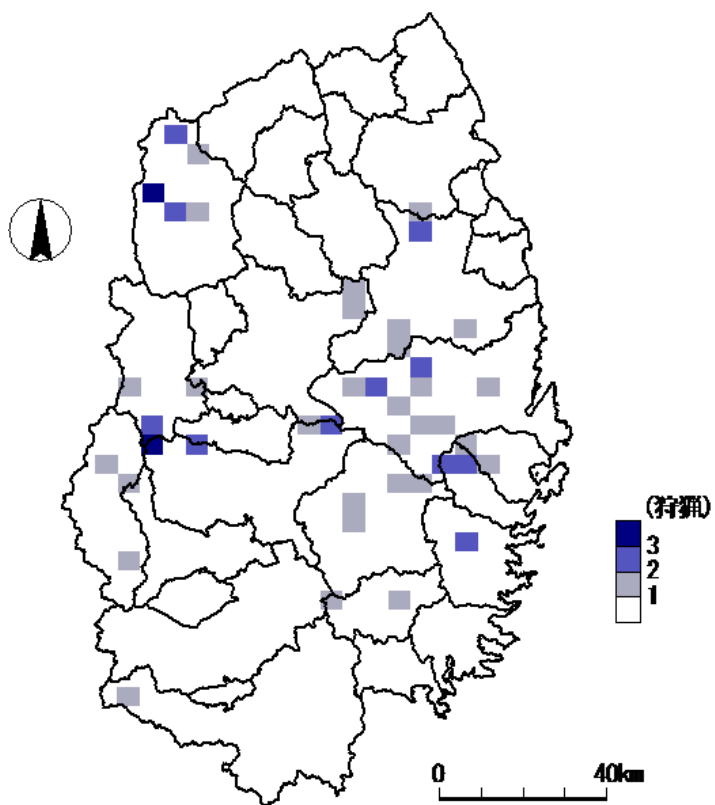
狩猟
 有害捕獲
 春季捕獲
 放獣

資料1-1

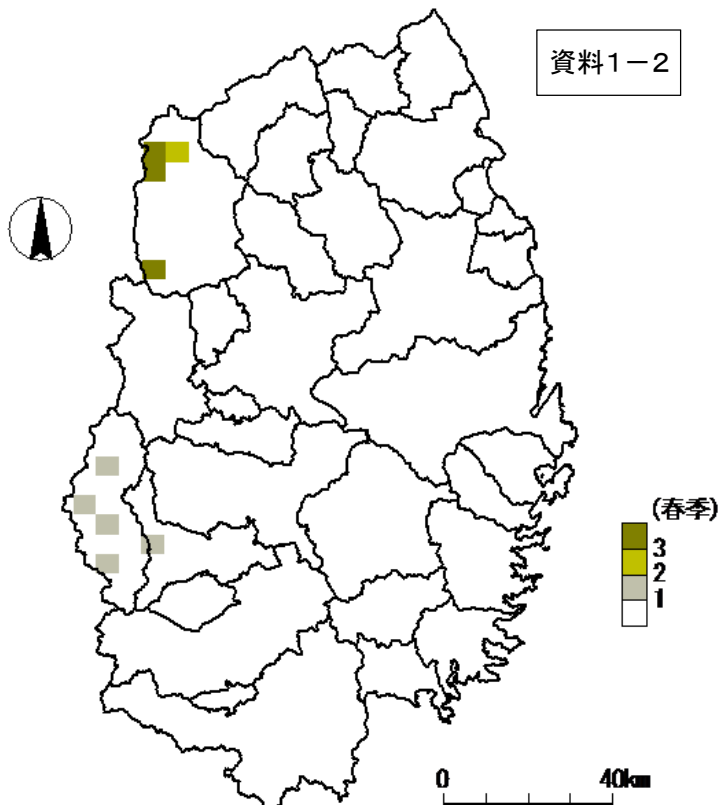
年度別 ツキノワグマ捕獲数 (平成28年10月7日現在)
 注1) 放獣数は、有害捕獲数の内数
 注2) 平成25年度から捕獲の管理年次が11月15日～翌年11月14日となっている。



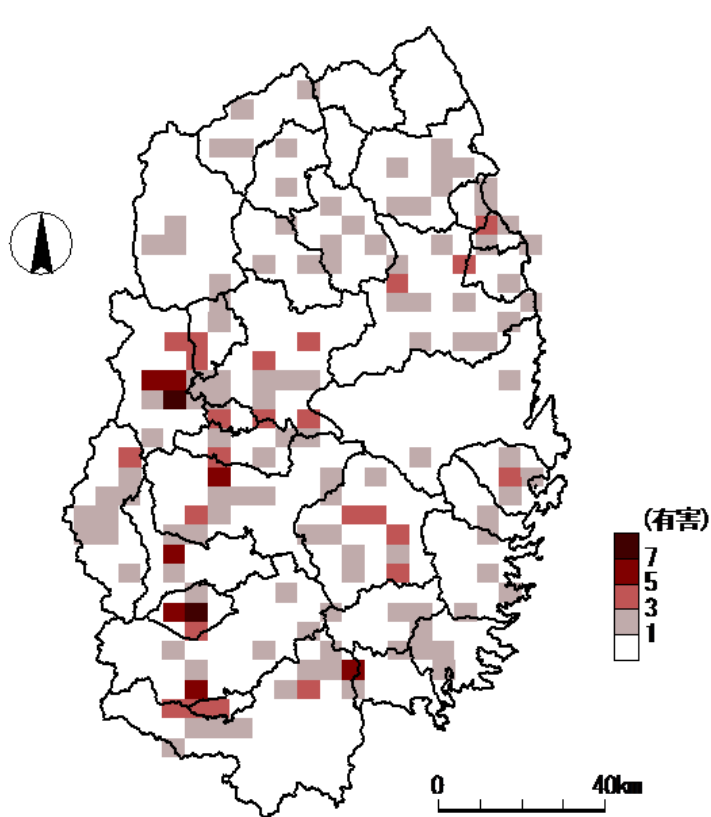
	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
狩猟	104	73	42	123	91	87	76	106	105	169	103	107	109	64	76	79	82	92	87	67	76	69	92	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58		
有害捕獲	79	133	34	71	61	58	92	72	118	40	47	53	32	58	60	58	35	14	56	41	34	73	50	142	101	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	312	124	310	
春季捕獲																																					11	16	10	17
放獣																	1	2	5	12	8	19	8	3	2	3	1	2	22	2	2	17	12	11	35	10	23	9	5	
計	183	206	76	194	152	145	168	178	223	209	150	160	141	122	136	137	117	106	143	108	110	142	142	200	181	168	108	128	279	170	158	213	212	169	350	278	374	192	327	



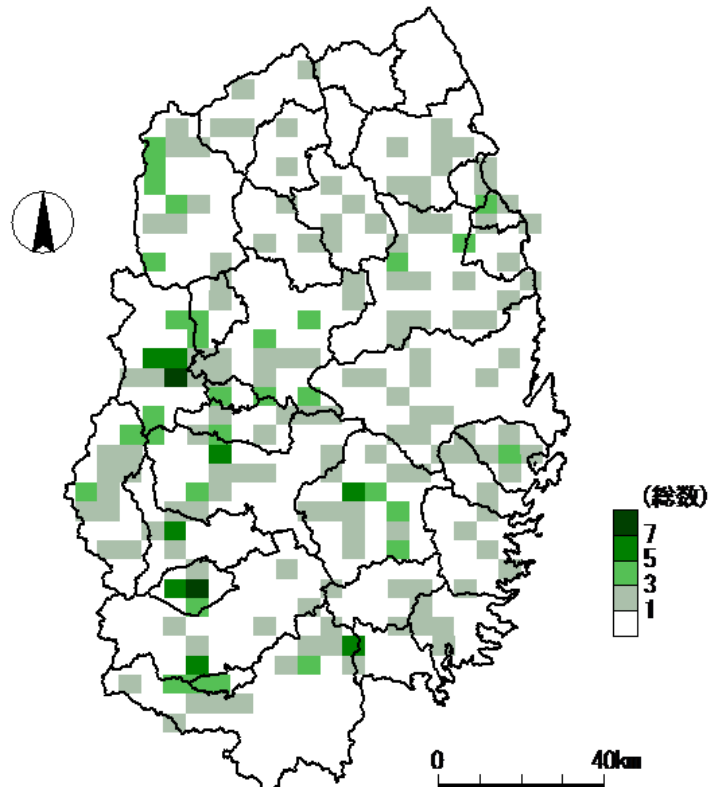
H27狩猟



H28春季捕獲

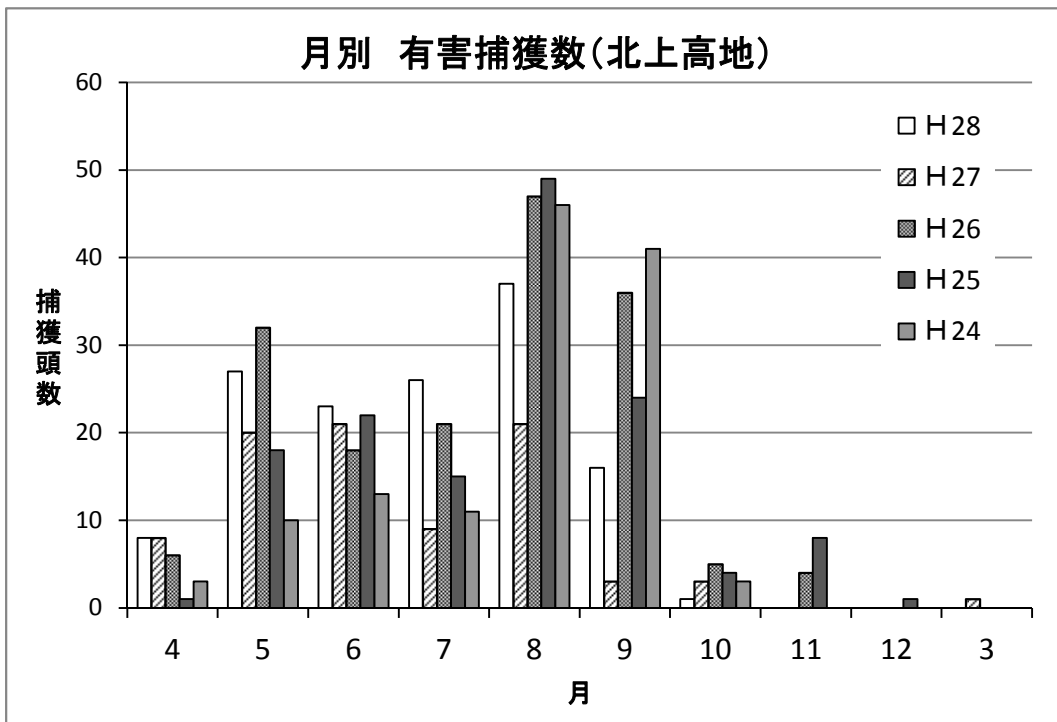
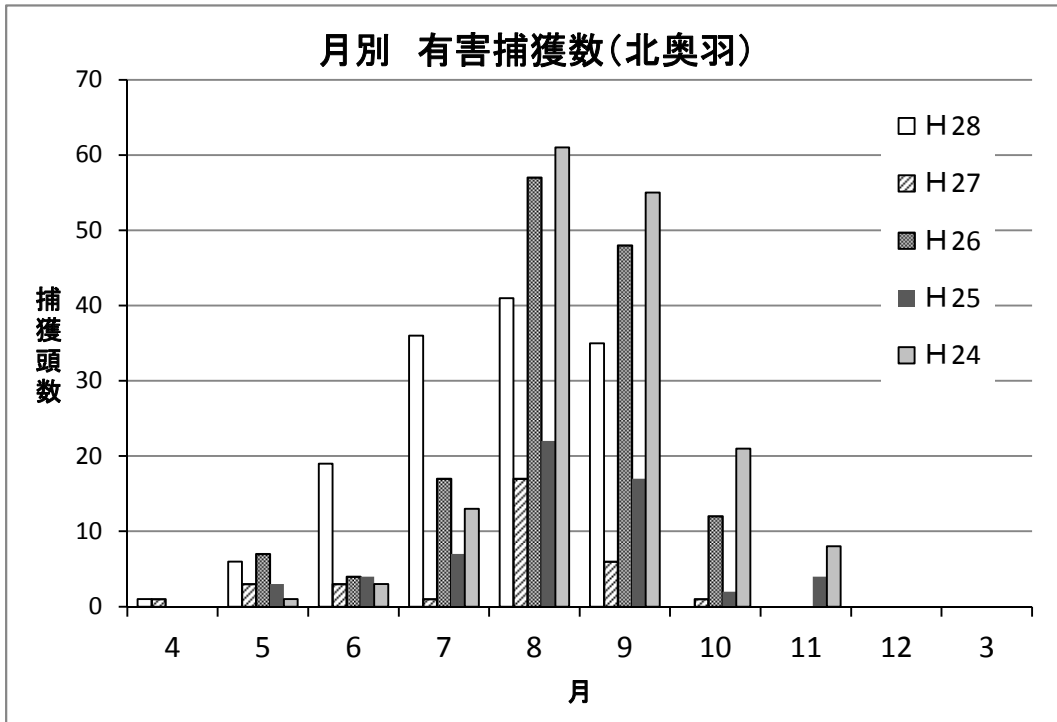


H28有害捕獲



H27-28捕獲合計

H24～H28年度 有害捕獲 月別捕獲状況

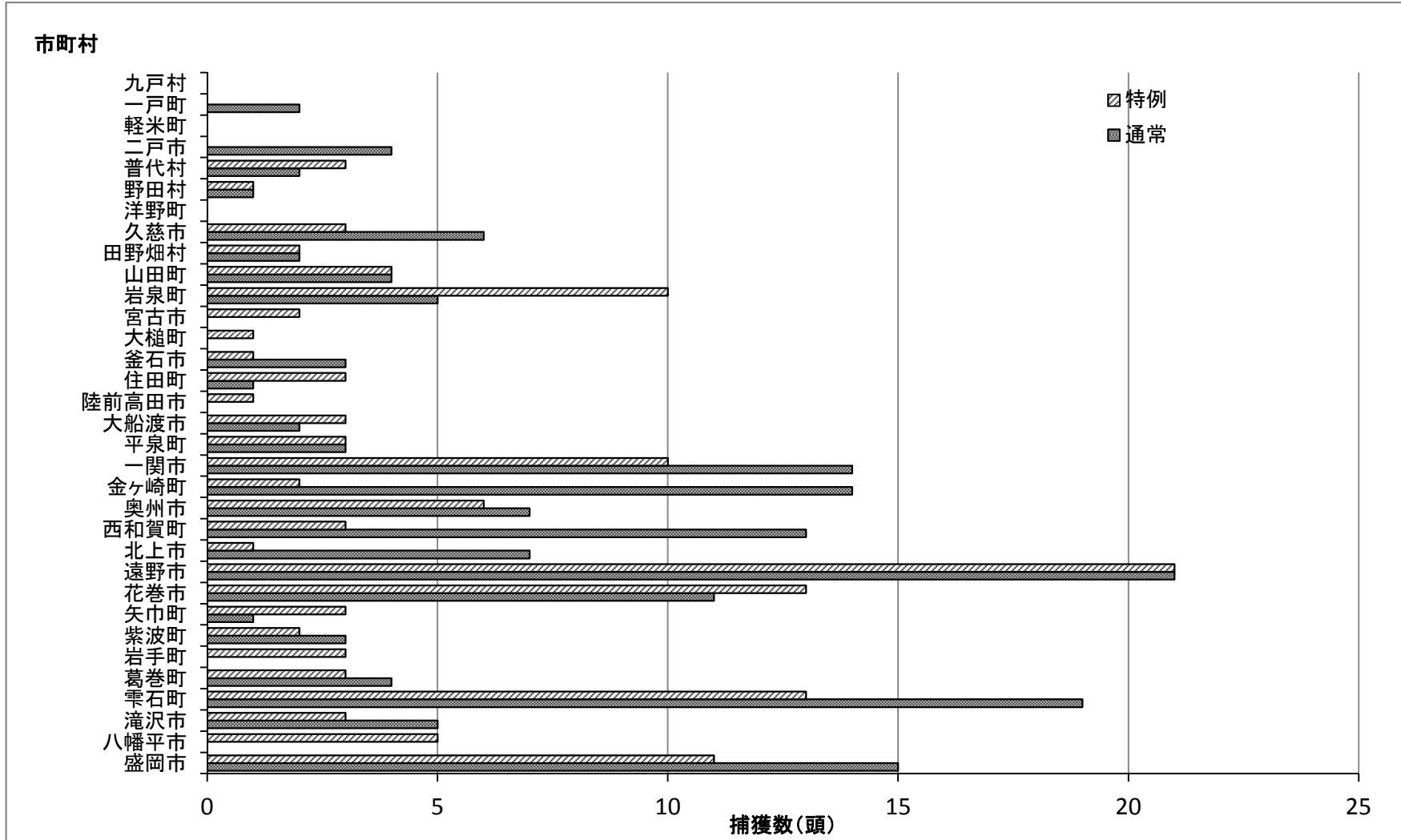


平成28年度ツキノワグマ捕獲特例許可の各市町村の配分頭数及び捕獲実績について(平成28年10月7日現在)

振興局	市町村	配分頭数(5/1)	追加(8/5)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	捕獲計	配分残
盛岡	盛岡市	9	2	4	1	3	2	1		11	0
	八幡平市	8		1	1	1	2			5	3
	滝沢市	3	2		1	2				3	2
	雫石町	11	2	3	5	4	1			13	2
	葛巻町	3				3				3	0
	岩手町	3			1	1	1			3	0
	紫波町	3		1	1					2	1
	矢巾町	3	2	1	2					3	2
花巻	花巻市	13			7	4				11	2
	遠野市	21		10	4	7				21	0
	北上市	4				1				1	3
	西和賀町	9			1	2	2			5	4
県南	奥州市	9		2	1	2	1			6	3
	金ヶ崎町	4			1	1				2	2
一関	一関市	11		2	1	7				10	1
	平泉町	3			1	2				3	0
大船渡	大船渡市	3	2	3						3	2
	陸前高田市	3				1				1	2
	住田町	4		1		1	1			3	1
沿岸	釜石市	8					1			1	7
	大槌町	3				1				1	2
宮古	宮古市	15		1	1					2	13
	岩泉町	16		3	1	4	2			10	6
	山田町	4				3	1			4	0
	田野畑村	4			2					2	2
県北	久慈市	3				2	1			3	0
	洋野町	3								0	3
	野田村	3					1			1	2
	普代村	3	2		1	2				3	2
二戸	二戸市	3								0	3
	軽米町	3								0	3
	一戸町	3								0	3
	九戸村	3								0	3
計		201	12	32	33	54	16	1	0	136	79

平成28年度有害捕獲数(市町村・許可種類別)

資料2-2



ツキノワグマによる人身被害の状況

資料3-1

平成28年度【15件17名】*平成28年10月2日現在											
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	
1	平成28年4月24日	午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	70代	男性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	60代	女性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	60代	男性	軽傷	鈴	山
2	平成28年5月6日	午後0時40分	昼	八幡平市	丑山沢付近	山菜採り	70代	男性	重傷	鈴	山
3	平成28年5月8日	午後0時30分頃	昼	岩泉町	安家字水渡地内	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成28年5月13日	午後0時00分	昼	遠野市	附馬牛町荒川高原山林内	山菜採り	40代	男性	重傷	不明	山
5	平成28年6月3日	午前7時頃	朝	釜石市	橋野町地内	山菜採り	70代	男性	不明	不明	山
6	平成28年6月7日	午前8時00分頃	朝	盛岡市	川目地内	山菜採り	60代	女性	重傷	不明	里
7	平成28年6月21日	午前5時00分頃	朝	八幡平市	大深橋付近	タケノコ採り	60代	男性	重傷	不明	山
8	平成28年6月23日	午後4時55分	夕	雫石町	沼返地内	自宅玄関前	80代	女性	軽傷	無し	里
9	平成28年6月26日	午後4時30分頃	夕	久慈市	山根町木売内地内	溪流釣り	50代	男性	軽傷	無し	山
10	平成28年7月8日	午前10時30分頃	昼	久慈市	山根町下戸鎖地内	不明	80代	男性	重傷	不明	山
11	平成28年7月10日	午前11時30分	昼	野田村	野田9地割地内	散歩中	70代	女性	軽傷	不明	里
12	平成28年7月31日	午前6時45分	朝	岩手町	大坊地内	原付運転中	40代	男性	重傷	無し	山
13	平成28年8月17日	午前11時00分	昼	西和賀町	椗倉山南山麓	山菜・きのこ採り	60代	男性	重傷	鈴/作業前確認・道払い	山
14	平成28年9月19日	午前7時50分	朝	久慈市	山形町小国地内	きのこ採り	40代	男性	重傷	無し	山
15	平成28年10月2日	午前10時30分頃	昼	岩泉町	安家字大平地内	きのこ採り	60代	男性	重傷	不明	山

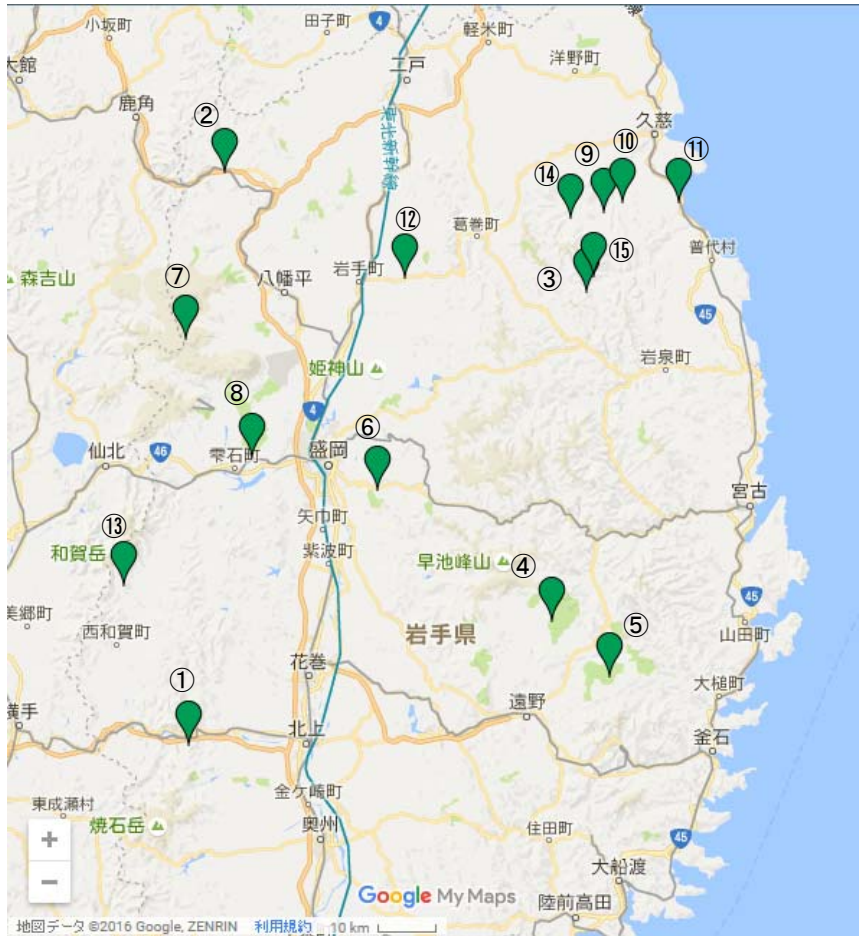
平成27年度【13件14名】											
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	
1	平成27年4月17日	午前10時頃	朝	住田町	世田米字合地沢(町有林内)	林業従事中	70代	男性	軽傷	作業前の確認・道払い	山
2	平成27年4月25日	午前5時30分頃	朝	紫波町	遠山宇西野々	散歩中	60代	男性	軽傷	無し	里
3	平成27年5月6日	午前11時10分頃	昼	田野畑村	三沢地内山林	山菜採り	50代	男性	軽傷	作業前の確認・道払い	山
4	平成27年5月23日	午後0時10分頃	昼	紫波町	片寄(住宅敷地内)	敷地内樹木枝切作業中	60代	男性	重傷	作業前の確認・道払い	里
5	平成27年5月23日	午後0時0分頃	昼	一関市	大東町内野	溪流釣り中	60代	男性	軽傷	無し	里
6	平成27年5月31日	午前9時30分頃	朝	岩泉町	釜津田権取温泉内	山菜採り	60代	女性	軽傷	不明	山
7	平成27年7月5日	午後2時10分頃	昼	遠野市	宮守町上宮守	農地周辺での作業中	60代	男性	重傷	無し	里
8	平成27年7月30日	午前6時頃	朝	八幡平市	安比高原駅付近	山菜採り	70代	男性	軽傷	不明	山
9	平成27年8月22日	午後6時30分	夕	大槌町	金澤付近	自宅近所で作業中	60代	男性	軽傷	無し	里
10	平成27年10月6日	午後1時40分	昼	岩手町	大坊第5地割内板橋	きのこ採り	60代	男性	重傷	無し	山
11	平成27年10月11日	午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	男性	軽傷	無し	山
		午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	女性	軽傷	無し	山
12	平成27年12月16日	午後3時10分	夕	久慈市	山根町深田第4地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	山
13	平成28年1月2日	午前中	朝	宮古市	江繁第13地割	クマ狩猟中	60代	男性	重傷	不明	山

平成26年度【13件16名】											
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	
1	平成26年4月21日	午後2時頃	昼	西和賀町	湯川	春季捕獲従事中	60代	男性	重傷	不明	山
2	平成26年4月27日	午後4時45分頃	夕	奥州市	江刺区米里	山菜採り	70代	女性	重傷	無し	山
3	平成26年5月3日	午前9時30分	朝	花巻市	大迫町内川目	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成26年5月4日	午前10時30分	昼	岩泉町	雲綿地区	山菜採り	80代	男性	重傷	不明	山
5	平成26年5月5日	午前9時40分	朝	遠野市	土淵町栃内	山菜採り	60代	男性	重傷	不明	山
		午前9時40分	朝	遠野市	土淵町栃内	山菜採り	50代	女性	重傷	不明	山
6	平成26年6月2日	午後7時25分	夜	矢巾町	大字広宮沢	ランニング中	50代	男性	軽傷	無し	里
7	平成26年7月24日	午後7時00分	夜	八幡平市	八幡平リゾート付近	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
8	平成26年7月31日	午前6時10分	朝	遠野市	上郷町平倉1地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	里
9	平成26年8月27日	午前9時40分	朝	紫波町	片寄字木戸地内	鳥類調査従事中	40代	男性	重傷	不明	里
10	平成26年9月12日	午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	70代	男性	重傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	60代	男性	軽傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅付近	70代	女性	軽傷	不明	里
11	平成26年9月16日	午前11時頃	昼	住田町	上有住字中和田	くるみ拾いから帰宅中	70代	女性	軽傷	無し	里
12	平成26年9月18日	午後2時頃	昼	盛岡市	根田茂第7地割	きのこ採り中	50代	男性	重傷	不明	山
13	平成26年10月18日	午後3時29分頃	夕	金ヶ崎町	西根和光256付近	農作業後の帰宅途中	40代	男性	重傷	作業前の確認・道払い	里

ツキノワグマによる人身被害の状況

平成25年度【7件11名】												
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山		
1	平成25年5月4日	午前9時頃	朝	岩泉町	安家		山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
2	平成25年5月21日	正午頃	昼	釜石市	甲子町第16地割		山菜採り	80代	男性	重傷	無し	山
3	平成25年5月24日	午後9時半頃	夜	釜石市	浜町		帰宅途中	60代	女性	軽傷	不明	里
4	平成25年6月15日	午後5時頃	夕	花巻市	橋内		家に入ろうとしたところ	80代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間		農作業中	70代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間		農作業中	60代	女性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後7時ころ	夕	花巻市	中笹間		商店から出たところ	40代	男性	重傷	不明	里
5	平成25年8月26日	午前5時45分頃	朝	紫波町	上平沢		自宅の家庭菜園で作業中	80代	男性	軽傷	無し	里
	平成25年8月26日	午前6時頃	朝	紫波町	土館		自宅付近	70代	男性	軽傷	無し	里
6	平成25年10月17日	午後4時頃	夕	西和賀町	沢内		キノコ採り	80代	女性			山
7	平成25年10月19日	午前10時頃	昼	田野畑村	浜岩泉		林道を歩いていた	60代	男性	軽傷	不明	山

平成24年度【19件19名】												
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山		
1	平成24年4月20日	午後7時30分頃	夜	宮古市	箱石		自宅前で作業中	50代	女性	軽傷	なし	里
2	平成24年4月28日	午前8時頃	朝	宮古市	千徳		農作業中	50代	男性	重傷	不明	里
3	平成24年4月28日	正午頃	昼	西和賀町	「道の駅錦秋湖」北側の国有林内		山菜採り	70代	男性	重傷	犬を連れていた	山
4	平成24年5月4日	午前7時ころ	朝	普代村	普代村茂市地区		山菜採り	50代	男性	重傷	不明	山
5	平成24年5月5日	午前11時10分	昼	紫波町	赤沢地内		山菜採り	60代	男性	重傷	不明	里
6	平成24年6月3日	午後11時25分	昼	宮古市	江繁		自宅敷地内を移動中	70代	男性	重傷	不明	里
7	平成24年6月15日	午後6時40分	夕	岩泉町	二升石		自宅玄関を出た直後	80代	女性	軽傷	無し	里
8	平成24年6月22日	午前9時10分頃	昼	一関市	大東町大原		自宅付近の山林内	60代	男性	重傷	無し	山
9	平成24年6月28日	午前10時50分	昼	宮古市	宮古市夏屋		公営林作業中	50代	男性	軽傷	鉄、鋸、巻スプレーなど	山
10	平成24年7月1日	午前11時30分頃	昼	奥州市	胆沢区若柳		登山中	50代	男性	軽傷	出没情報	山
11	平成24年7月18日	午前10時頃	昼	盛岡市	新庄字中津川		森林内作業中	60代	男性	重傷	鈴	山
12	平成24年7月27日	午後7時20分頃	夕	紫波町	土館字木金		事務所前駐車場	50代	男性	重傷	不明	里
13	平成24年8月20日	午前4時30分	朝	宮古市	片巢第3地割		農作業に向かう途中	50代	男性	軽傷	不明	里
14	平成24年8月25日	正午頃	昼	雫石町	西安庭		放牧地で作業中	50代	男性	軽傷	出没情報	山
15	平成24年9月3日	午前5時頃	朝	一関市	敵美町		田んぼを見回り中	40代	男性	重傷	なし	里
16	平成24年10月5日	午前9時50分頃	朝	奥州市	胆沢区小山		農作業からの帰宅途中	80代	男性	重傷	不明	山
17	平成24年10月8日	午前5時半頃	朝	花巻市	南川原町 豊沢川河川敷		アユ釣りの準備中	60代	男性	軽傷	なし	里
18	平成24年10月30日	午後5時頃	夕	一関市	萩荘字打ノ目		農作業中	80代	女性	重傷	なし	里
19	平成25年3月29日	午後2時頃	昼	山田町	折笠第21地割		林道を移動中	70代	男性	軽傷	不明	山

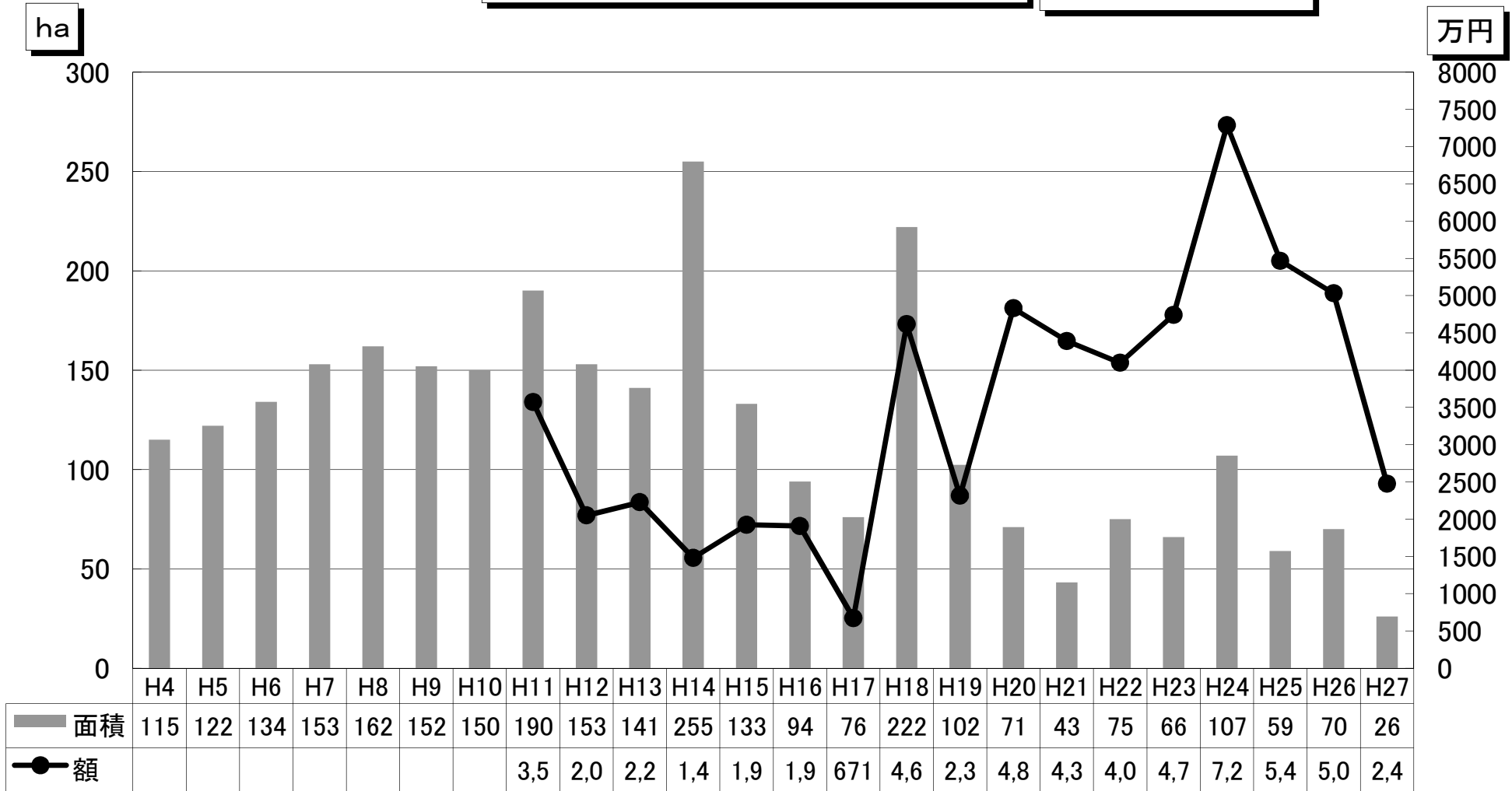


平成28年度ツキノワグマによる人身被害発生場所

No.	年月日	詳細
①	平成28年4月24日	午前10時40分頃、登山中の3名のパーティーがブナ林で木から降りてきた子連れグマと遭遇。重傷2名、軽症1名
②	平成28年5月6日	午後0時10分頃、山菜採りへ向かう笹野原でクマと遭遇し重傷を負った。
③	平成28年5月8日	午後0時30分頃、子グマ2頭を連れたクマと遭遇し、突進され転倒したところを爪で裂かれた。頭部、顔面、胸部に負傷(重傷)。
④	平成28年5月13日	午後0時頃、山菜採り中に子連れグマに襲われ重傷を負った。
⑤	平成28年6月3日	午前7時半頃、山菜採り中にクマに襲われ、左頬を咬まれるなど頭部及び右手を負傷。
⑥	平成28年6月7日	午前8時頃、林道脇休耕田でワラビ採りをしていたところを襲われ、顔面に負傷(重傷)。休耕田は草丈が1m程あった。
⑦	平成28年6月21日	午前5時頃、タケノコ採り中にクマに遭遇し、出会いがしらに襲われた。頭部及び胸部に負傷(重傷)。
⑧	平成28年6月23日	午後4時55分、自宅前で庭仕事中、屈んでいたところを後ろからクマが乗り越えていき、爪で首～肩にかけて負傷(軽症)。
⑨	平成28年6月26日	午後4時30分頃、溪流釣り中に背後から子連れのクマに襲われ背中打撲(軽症)。
⑩	平成28年7月8日	午前10時30分頃、山林を見回り中にクマに襲われ頭部、顔面に負傷(重傷)。
⑪	平成28年7月10日	午前11時30分頃、帰宅途中の村道でクマに背後から襲われ顔面に軽症を負った。
⑫	平成28年7月31日	午前6時45分、原付走行中に突然飛び出してきたクマと衝突し、転倒して骨折。
⑬	平成28年8月17日	午前11時頃、山菜・キノコ採りのために山林内を2名で前後で歩行中に、前方の1名が子連れのクマに襲われ重傷を負った。
⑭	平成28年9月19日	午前7時50分頃、キノコ採り中にクマに襲われ、頭部や右手首に負傷(重傷)。
⑮	平成28年10月2日	午前10時30分頃、キノコ採り中にクマに襲われ、頭部や左肩に負傷(重傷)。

ツキノワグマによる農業被害額等

面積 ● 額



※H27速報値

「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表について

平成 28 年 3 月 15 日

岩手県環境生活部自然保護課

県では、クマに対する注意を喚起し被害の未然防止を図るため、岩手県全域に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表します。

クマの人里等への出沒は、山の結実状況、特にブナの豊凶との関係が深いことが経験的に明らかになっています。近年のブナの豊凶程度と人家周辺への出沒(有害捕獲数)の関係をみると、特に奥羽山系側の地域では、ブナが豊作の年には出沒は少なく、凶作の年には多い傾向があります。また、ブナが豊作の年は、メスのクマの栄養状態がよく、妊娠に適した状況となるため、翌年春には、生まれる子グマの数が例年より多いという報告もあります。

岩手県自然保護課及び東北森林管理局の調べでは、昨年(平成 27 年)、県内の奥羽山系のブナは豊作でした。ブナは、豊作の翌年にはほとんど実をつけないことから、今年(平成 28 年)は凶作と見込まれます。

過去には、平成 12 年、平成 17 年及び平成 25 年にブナが大豊作でしたが、いずれも翌年には大凶作(皆無)となったため、多くのクマが人家周辺や畑地、市街地にまで出沒して平成 13 年には 22 件(24 人)、平成 18 年には 15 件(16 人)、平成 26 年には 13 件(16 人)の人身被害が発生しました。

そのため、今年は、春先には子連れのクマが多く出沒する可能性が高いうえ、夏から秋は山中のクマの餌が不足することから、多くのクマが食物を探して広範囲に動き回り、人里周辺に頻繁に出沒することが予想され、クマとの予期せぬ出会いによる人身被害や農畜産物被害が増加するおそれがあります。

近年のブナ豊凶状況と有害捕獲数(放獣数含む)、人身被害件数

	ブナ豊凶	有害捕獲数(頭)	人身被害(件)	備考
H12	豊作	50	8	
H13	皆無	142	22	
H14	凶作	101	9	
H15	凶作	88	11	
H16	凶作	71	10	
H17	豊作	53	10	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	88	7	
H20	凶作	88	0	
H21	凶作	122	12	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	312	13	注意報発表
H27	大豊作	123	13	警戒情報発表※
H28	凶作(予想)	多い	多い	注意報発表(今回)

※各県手付けが早まることが予想されたことから発表したもの。

平成 28 年 3 月 15 日

各 市 町 村 長 様

岩手県環境生活部長

「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表について

平素より本県における鳥獣保護管理行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、奥羽地方のブナ堅果等が豊作であったため、平成 28 年は、ツキノワグマの出産数が増加することにより、春先から子連れグマの出没が増加すること、また、近年ではブナ堅果等の豊作の翌年は凶作又は皆無となっているため、夏から秋にかけては餌不足によるツキノワグマの行動域が拡大し、例年よりもクマによる人身被害や農畜産物被害の増加が危惧されると予想されることから、県では、別紙のとおり「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、被害の未然防止を図ることとしました。

つきましては、市町村広報や防災行政無線等により地域住民等の指導や啓発などを行うとともに、併せて出没時における適切かつ迅速な対応について、よろしく申し上げます。

平成28年6月23日
岩手県環境生活部自然保護課

【要旨】

県では、本年3月に「ツキノワグマに関する注意報」を発表しておりますが、本年度は4～6月（1,068件）の出没件数はここ数年間で最も多くなっており、既に7件9名の人身被害が発生しています。

今後、夏場にかけて、さらにクマの出没が多くなり、人身被害の増加が見込まれるため、県民の皆様により一層の注意喚起を行い、被害の未然防止対策について周知する必要があることから、岩手県全域に「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表します。

県では、昨年ブナが豊作であり、今年度のクマの大量出没が見込まれたことから、平成28年3月15日に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、県民への注意喚起を行い、被害の未然防止を図ってきました。

しかし、4～6月のクマの出没件数（6/19日現在 1,068件）はここ数年間で最も多く、また、山林内等において既に7件（9名）（前年同期6件（6名））の人身被害が発生しています（6/23現在）。

クマの出没件数は夏場にかけて増加する傾向であるとともに、ここ数年間で最も多い出没状況であることから、山林内はもとより人里周辺にクマが頻繁に出没することによる人身被害の増加が例年以上に見込まれます。

このため、県民の皆さまに、より一層の注意喚起を行い、被害防止対策について周知する必要があることから、「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領（平成18年制定）」に基づき、要領制定以降、初となる「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表します。

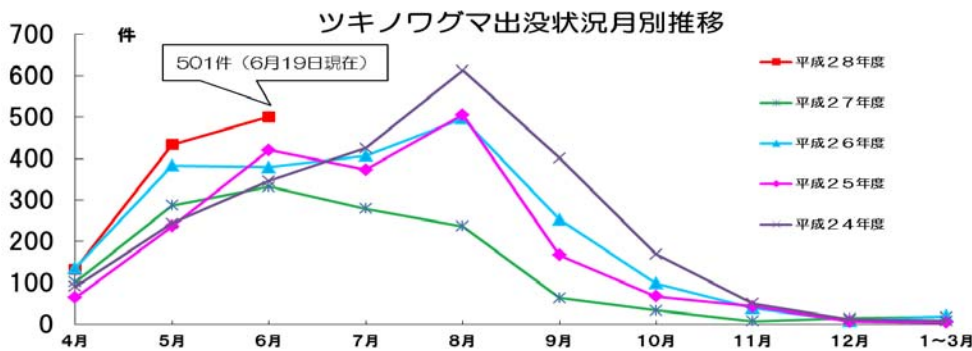
被害に遭わないための予防策の例

[山林]

- 複数人でまとまって行動し、鈴やラジオで音を出しながら、自分の存在をクマにアピールする。
- 山菜採りやキノコ採りでは、ラジオで音を出すとともに、クマ撃退スプレーの携帯を心がける。

[人里・農地など]

- 廃棄野菜や生ごみなどクマの餌となる誘引物を放置しないようにする。



発表区分

緊急性	区分	内容
<p>高</p> <p>低</p>	警報	注意報の発表にもかかわらず、人身被害が多発する場合
	注意報	例年より多い出没、行動域拡大等により、人身被害等の増加が予想される場合
	警戒情報	注意報等の発表に先立つ注意や発表後の一層の警戒を喚起する必要がある場合（注意報等に代えて、又は注意報等とともに発表）

自 第 249 号
平成 28 年 6 月 23 日

各 市 町 村 長 様

岩手県環境生活部長

「ツキノワグマの出没に関する警報」の発表について

平素より本県における鳥獣保護管理行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、昨年ブナが豊作であり、今年度のクマの大量出没が見込まれたことから、平成 28 年 3 月 15 日に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、県民への注意喚起を行い、被害の未然防止を図ってきました。

しかし、4～6月のクマの出没件数（6/19 現在 1,068 件）はここ数年間で最も多く、また、山林内等において、既に 7 件 9 名（前年同期 6 件 6 名）の人身被害が発生しております。

クマの出没件数は夏場にかけて増加する傾向にあり、ここ数年間で最も多い出没状況であることから、山林内はもとより人里周辺にクマが頻繁に出没することによる人身被害の増加が例年以上に見込まれます。

このため、県民の皆様に、より一層の注意喚起を行い、被害防止対策について周知する必要があることから、「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領（平成 18 年制定）」に基づき、要領制定以降、初となる「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表します。

つきましては、市町村広報や防災行政無線等により地域住民等の指導や啓発などを行うとともに、併せて出没時における適切かつ迅速な対応について、よろしくお願ひします。

資料6

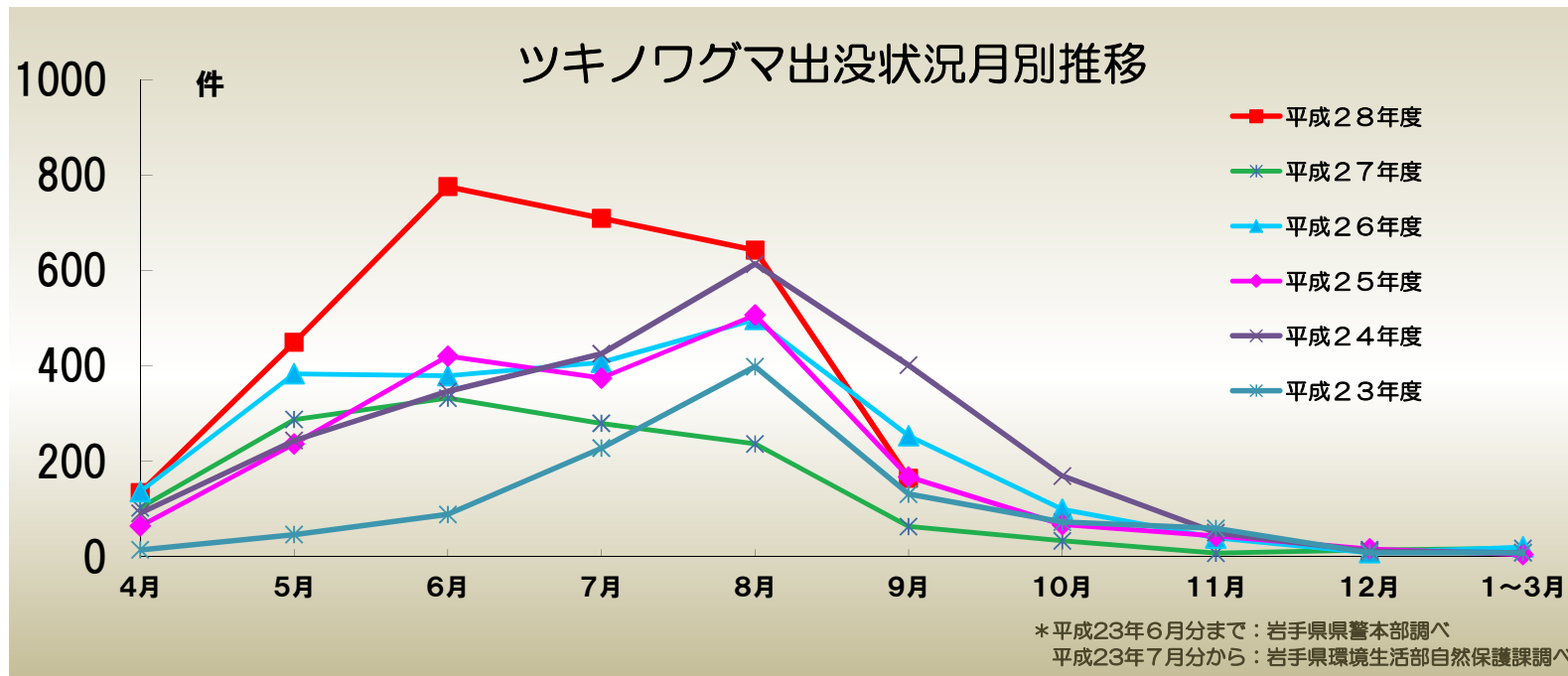
単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	計
平成28年度	134	449	775	709	642	164					2,873
平成27年度	102	287	332	279	236	63	33	7	14	17	1,370
平成26年度	136	383	379	407	497	253	99	39	8	20	2,221
平成25年度	64	236	420	374	506	167	67	43	16	4	1,897
平成24年度	91	243	346	425	613	401	169	50	11	8	2,357
平成23年度	14	46	88	227	398	131	72	59	8	8	1,043
平成22年度	14	76	117	136	112	36	19	13	5	3	528
平成21年度	20	50	50	64	65	23	10	8	0	4	290
平成20年度	17	94	54	66	78	22	11	7	2	1	351
平成19年度	14	50	60	59	105	30	8	8	4	4	338
平成18年度	14	38	91	126	158	82	52	14	3	7	578
平成17年度	10	30	62	66	56	21	6	5	1	7	257
平成16年度	6	30	60	107	65	9	12	3	4	3	296
平成15年度	11	31	38	69	83	20	23	11	1	1	287
平成24年度～28年度平均値	105	320	450	439	499	210	92	35	12	12	1961

※平成23年7月分から調査方法を変更しました。

平成23年6月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）

平成23年7月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）



平成27-28年次ツキノワグマ捕獲報告票集計表

資料7

Table with columns: No., 振興局, 捕獲事由, メッシュ番号, 捕獲年月日, 捕獲場所, 保護管理ユニット, 性別, 推定年齢, 歯の磨耗状態, 体重 (kg), 体長 (cm), 子連れ状況, 放獣の有無. Rows 1-105.

平成27-28年次ツキノワグマ捕獲報告票集計表

Table with columns for ID, Date, Sex, Age, Location, Direction, Sex, Age, Count, Fatigue, Weight, and Status. Rows 106-218.

平成27-28年次ツキノワグマ捕獲報告票集計表

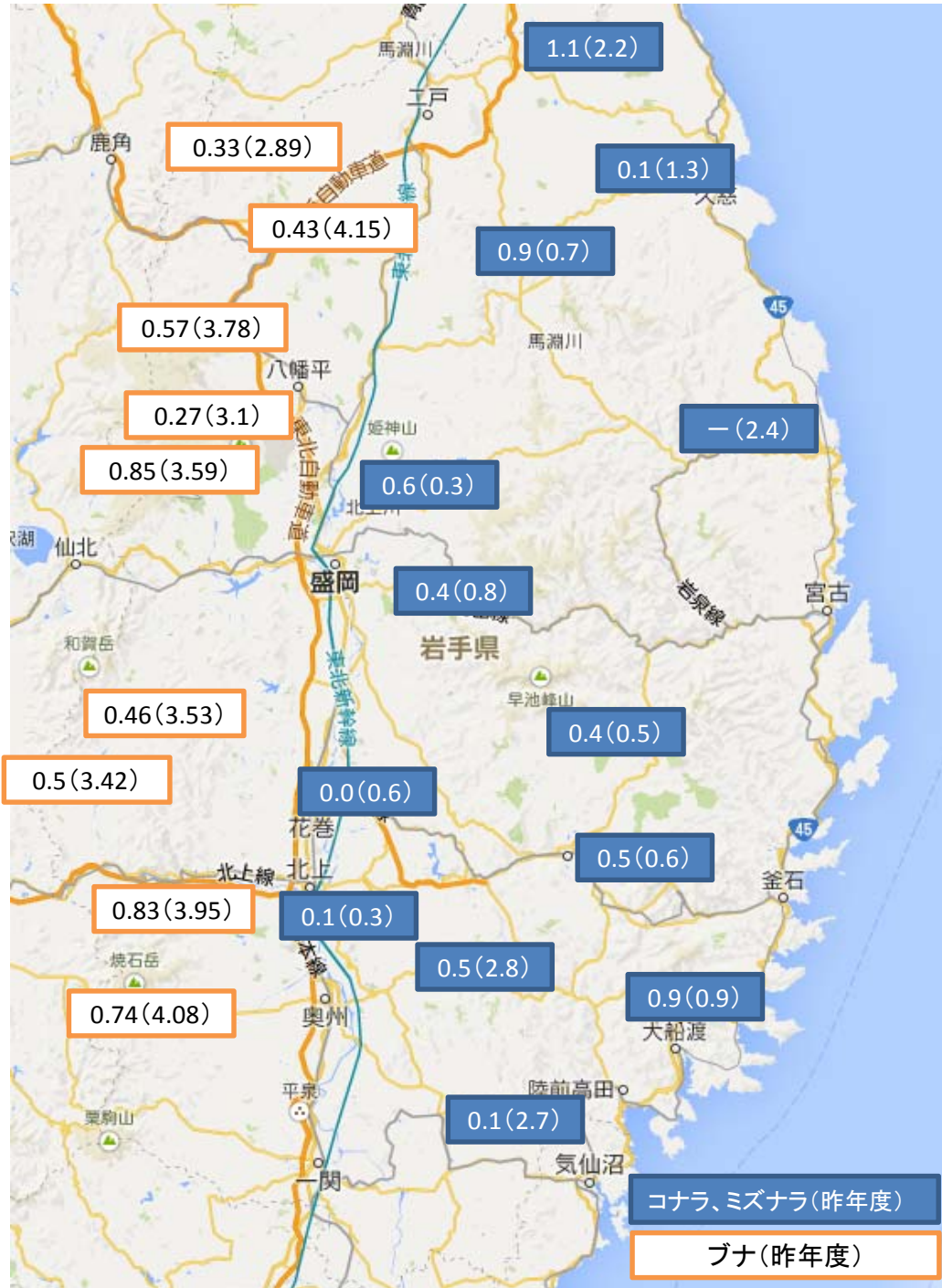
219	08宮古	有香	D-761	28.08.02	岩泉町	安家字江川地内	北上	♀	4	やや磨耗	50	推定	110	実測	無								無
220	08宮古	有香	D-551	28.08.09	岩泉町	大川字上山山内	北上	♂	10	やや磨耗	75	推定	138	実測	無								無
221	08宮古	有香	D-561	28.08.06	岩泉町	上有茨字中田角地内	北上	♂	4	やや磨耗	70	推定	120	実測	無								無
222	08宮古	有香	D-754	28.08.14	岩泉町	安家字松林地内	北上	♂	2	やや磨耗	40	推定	103	実測	無								無
223	08宮古	有香	D-642	28.08.08	岩泉町	門字下三田貝地内	北上	♀	2	やや磨耗	20	推定	80	実測	無								無
224	08宮古	有香	D-661	28.08.11	岩泉町	尾額字和野地内	北上	♀	5	やや磨耗	53	推定	105	実測	無								無
225	08宮古	有香	D-672	28.08.17	岩泉町	小本字大牛地内	北上	♀	6	やや磨耗	60	推定	105	実測	無								無
226	04黒南	有香	A-672	28.07.20	金ヶ崎町	西根和光	奥羽	♂	8	やや磨耗	120	推定	156	実測	無								無
227	04黒南	有香	B-401	28.08.22	奥州市	衣川区夏梨12-1	奥羽	♂	7	著しく磨耗	130	推定	135	実測	無								無
228	10二戸	有香	G-221	28.08.17	一戸町	女能字向女鹿館地内	奥羽	♂	4	磨耗なし	72	推定	124	実測	無								無
229	01盛岡	有香	D-501	28.08.24	滝沢市	沼森	奥羽	♂	5	著しく磨耗	70	推定	120	実測	無								無
230	01盛岡	有香	G-032	28.08.27	葛巻町	江川第14地割	北上	♀	7	磨耗なし	100	推定	130	実測	無								無
231	01盛岡	有香	G-033	28.08.24	葛巻町	田部字上田野	北上	♂	4	磨耗なし	60	推定	120	実測	無								無
232	05一関	有香	B-304	28.08.26	平泉町	平泉字南畑地内	奥羽	♂	8	著しく磨耗	130	推定	170	実測	無								無
233	01盛岡	有香	D-471	28.08.25	雫石町	御明神滝沢15-2	奥羽	♂	8	やや磨耗	85	実測	140	実測	無								無
234	01盛岡	有香	C-572	28.08.27	雫石町	長山盆花平238-3	奥羽	♀	5	やや磨耗	48	実測	120	実測	無								無
235	01盛岡	有香	C-774	28.08.18	八幡平市	野田	奥羽	♂	12	著しく磨耗	120	推定	140	推定								無	
236	01盛岡	有香	F-072	28.08.16	八幡平市	安比高原	奥羽	♂	15	著しく磨耗	200	推定	150	推定								無	
237	01盛岡	有香	D-202	28.08.16	紫波町	片寄字沢口地内	奥羽	♀	4	やや磨耗	60	推定	100	実測	無								無
238	04黒南	有香	B-603	28.08.22	金ヶ崎町	西根遠谷	奥羽	♂	8	磨耗なし	92	実測	135	実測	無								無
239	01盛岡	有香	D-412	28.08.20	盛岡市	川目第4地割地内	北上	♂	12	磨耗なし	64	実測	140	実測	無								無
240	01盛岡	有香	D-312	28.08.20	盛岡市	手代森17地割地内	北上	♂	5	磨耗なし	60	推定	140	実測	無								無
241	01盛岡	有香	D-322	28.08.29	盛岡市	砂子沢第2地割地内	北上	♂	14	やや磨耗	93	実測	172	実測	無								無
242	07釜石	有香	B-762	28.08.15	釜石市	大字釜石12地割	北上	♂	5	やや磨耗	60	実測	130	実測	無								無
243	04黒南	有香	B-503	28.08.15	金ヶ崎町	永沢大森後	奥羽	♀	6	磨耗なし	97	実測	150	実測	無								無
244	04黒南	有香	B-503	28.08.20	金ヶ崎町	永沢大森後	奥羽	♀	4	やや磨耗	58	実測	125	実測	無								無
245	04黒南	有香	B-601	28.08.24	金ヶ崎町	西根和光	奥羽	♂	8	やや磨耗	163	実測	155	実測	無								無
246	04黒南	有香	B-601	28.08.29	金ヶ崎町	西根和光	奥羽	♂	7	磨耗なし	123	実測	150	実測	無								無
247	02花巻	有香	D-043	28.07.13	遠野市	附馬牛町上附馬牛19地割地内	北上	♂	8	やや磨耗	110	推定	150	実測	無								無
248	02花巻	有香	D-042	28.07.16	遠野市	土浦町前内24地割地内	北上	♂	7	やや磨耗	80	実測	140	実測	無								無
249	02花巻	有香	B-744	28.07.20	遠野市	青登町青登3334地割地内	北上	♂	4	磨耗なし	60	推定	110	実測	無								無
250	02花巻	有香	D-043	28.07.21	遠野市	附馬牛町下附馬牛7地割地内	北上	♂	6	やや磨耗	110	推定	150	実測	無								無
251	01盛岡	有香	C-472	28.09.02	雫石町	野中32-1	奥羽	♂	8	著しく磨耗	80	実測	140	実測	無								無
252	01盛岡	有香	C-472	28.09.01	雫石町	御明神鹿野 黒沢牛舎	奥羽	♀	7	著しく磨耗	45	実測	125	実測	無								無
253	01盛岡	有香	D-403	28.09.01	雫石町	丸谷地小岩井農場内	奥羽	♂	3	やや磨耗	32	実測	110	実測	無								無
254	01盛岡	有香	D-403	28.09.02	雫石町	丸谷地小岩井農場内	奥羽	♂	10	著しく磨耗	113	実測	150	実測	無								無
255	01盛岡	有香	C-471	28.09.01	雫石町	横塚安梧	奥羽	♂	6	磨耗なし	58	実測	135	実測	無								無
256	01盛岡	有香	C-471	28.09.03	雫石町	横塚上野山	奥羽	♂	7	やや磨耗	68	実測	135	実測	無								無
257	01盛岡	有香	D-314	28.09.05	盛岡市	手代森17地割地内	北上	♂	5	磨耗なし	75	推定	134	実測	無								無
258	08宮古	有香	D-271	28.07.20	山田町	豊間根第17地割地内	北上	♂	7	磨耗なし	87	実測	134	実測	無								無
259	08宮古	有香	D-174	28.07.23	山田町	山田第15地割地内	北上	♂	4	磨耗なし	84	実測	132	実測	無								無
260	08宮古	有香	D-271	28.08.06	山田町	豊間根第18地割地内	北上	♂	5	磨耗なし	69	実測	150	実測	無								無
261	06大船渡	有香	B-642	28.08.07	住田町	上有住字平沢地内	北上	♂	3	磨耗なし	65	実測	126	実測	無								無
262	04黒南	有香	B-524	28.08.17	奥州市	江刺区伊手字吉館 地内	北上	♂	5	磨耗なし	80	推定	140	実測	無								無
263	04黒南	有香	B-601	28.09.04	金ヶ崎町	西根○曳沢	奥羽	♂	8	磨耗なし	136	実測	144	実測	無								無
264	02花巻	有香	D-104	28.08.28	花巻市	石鳥谷町大瀨川第1地割	奥羽	♂	8	磨耗なし	85	推定	140	実測	無								無
265	02花巻	有香	C-164	28.08.05	西和賀町	沢内字川舟23地割	奥羽	♂	4		40	推定	110	推定									無
266	02花巻	有香	C-052	28.08.10	西和賀町	左草1地割	奥羽	♂	6		80	推定	140	実測	無								無
267	02花巻	有香	C-054	28.08.30	西和賀町	沢内字前郷5地割	奥羽	♀	4		50	推定	125	実測	無								無
268	02花巻	有香	C-054	28.09.03	西和賀町	沢内字前郷4地割	奥羽	♂	4		45	推定	117	実測	無								無
269	02花巻	有香	C-063	28.08.27	西和賀町	沢内字大野18地割	奥羽	♂	6		80	推定	143	実測	無								無
270	02花巻	有香	C-063	28.09.04	西和賀町	沢内字大野17地割	奥羽	♂	6		85	推定	140	推定									無
271	01盛岡	有香	C-572	28.09.06	雫石町	長山盆花平238-3	奥羽	♀	5	やや磨耗	40	実測	120	実測	無								無
272	01盛岡	有香	C-471	28.09.07	雫石町	横塚安梧46-1	奥羽	♂	8	著しく磨耗	60	実測	140	実測	無								無
273	08宮古	有香	D-644	28.05.19	岩泉町	門字見内川地内	北上	♂	5	やや磨耗	65	推定	120	推定									無
274	08宮古	有香	D-644	28.05.27	岩泉町	門字中家地内	北上	♂	10	やや磨耗	100	推定	147	実測	無								無
275	08宮古	有香	D-651	28.06.01	岩泉町	穴沢字小沢地内	北上	♂	10	やや磨耗	87	実測	141	実測	無								無
276	08宮古	有香	D-644	28.06.10	岩泉町	門字見内川地内	北上	♂	5	やや磨耗	70	推定	140	実測	無								無
277	08宮古	有香	D-761	28.07.25	岩泉町	安家字高須賀地内	北上	♂	6	やや磨耗	50	推定	125	推定									無
278	07釜石	有香	D-761	28.07.27	岩泉町	安家字高須賀地内	北上	♀	5	やや磨耗	40	実測	115	実測	無								無
279	01盛岡	有香	D-414	28.09.17	盛岡市	上米内字畑地内	北上	♂	13	やや磨耗	90	実測	154	実測	無								無
280	05一関	有香	B-433	28.08.15	一関市	大東字中川字佐和田地内	北上	♀	5	磨耗なし	65	推定	133	実測	無								無
281	05一関	有香	B-301	28.09.08	一関市	飯美町字大森地内	奥羽	♀	5	磨耗なし	60	推定	120	実測	無								無
282	07釜石	有香	B-661	28.09.03	釜石市	唐町字上荒川	北上	♀	4	やや磨耗	80	実測	110	実測	無								無
283	08宮古	有香	D-251	28.06.01	宮古市	小国第13地割地内	北上	♀	4	磨耗なし	65	実測	70	実測	無								無
284	08宮古	有香	D-171	28.08.12	山田町	横塚字第24地割地内	北上	♂	7	磨耗なし	85	実測	135	実測	無								無
285	08宮古	有香	D-173	28.08.24	山田町	横塚字第24地割地内	北上	♂	5	磨耗なし	80	実測	137	実測	無								無
286	08宮古	有香	D-774	28.07.14	田野畑村	机	北上	♂	3	著しく磨耗	60	推定	120	実測	無								無
287	08宮古	有香	D-764	28.08.10	田野畑村	千足	北上	♂	3	磨耗なし	65	推定	130	実測	無								無
288	01盛岡	有香	D-322	28.09.04	盛岡市	砂子沢第1地割地内	北上	♀	8	やや磨耗	60	推定	135	実測	無								無
289	01盛岡	有香	D-422	28.09.03	盛岡市	築川第2地割地内	北上	♂	13	やや磨耗	69	実測	154	実測	無								無
290	01盛岡	有香	D-302	28.09.06	矢巾町	大字種山第5地割地内	奥羽	♂	4	やや磨耗	50	推定	140	実測	無								無
291	02花巻	有香	D-003	28.07.04	花巻市	瀧口字榎井地内	奥羽	♀	6	やや磨耗	70	推定	130	推定									無
292	02花巻	有香	D-001	28.07.09	花巻市	轟木第19地割	奥羽	♂	5	やや磨耗	80	推定	130										

平成27-28年次ツキノワグマ捕獲報告票集計表

332	02花巻	有書	C-061	28.08.22	西和賀町	穴明22地割	奥羽	♂	4		45	推定	120	実測	無						無
333	02花巻	有書	C-262	28.08.22	西和賀町	沢内字若畑9地割	奥羽	♂	5		75	推定	135	実測	無						無
334	02花巻	有書	C-162	28.09.16	西和賀町	沢内字奥沢21地割	奥羽	♂	4		50	推定	125	実測	無						無
335	02花巻	有書	C-161	28.09.06	西和賀町	沢内字奥沢21地割	奥羽	♂	4		50	推定	120	推定	無						無
336	09久慈	有書	G-062	28.09.27	普代村	宇茂市地区	北上	♂	5		104	推定	145	実測	無						無
337	04県南	有書	B-801	28.09.24	金ヶ崎町	西根和光	奥羽	♂	4	磨耗なし	67	実測	133	実測	無						無
338	01盛岡	有書	D-223	28.05.14	紫波町	船久保字小屋敷地内	北上	♂	5	磨耗なし	60	推定	110	実測	無						無
339	08宮古	有書	D-562	28.08.25	岩泉町	上有森字蓮の下の地内	北上	♂	8	やや磨耗	90	推定	120	実測	無						無
340	08宮古	有書	D-173	28.09.09	山田町	楳笠字第24地割地内	北上	♂	7	磨耗なし	77	実測	135	実測	無						無
341	08宮古	有書	D-173	28.09.16	山田町	楳笠字第24地割地内	北上	♀	7	磨耗なし	91	実測	117	実測	無						無
342	02花巻	有書	A-772	28.07.28	北上市	和賀町山口	北上	♂	3	磨耗なし	40	推定	110	実測	無						無
343	10二戸	有書	G-311	28.09.16	二戸市	上斗米字地竹沢地内	奥羽	♀	6	やや磨耗	60	推定	120	推定	無						無
344	05一関	有書	B-531	28.10.08	一関市	大東町中川字大中齊地内	北上	♀	15	磨耗なし	90	実測	120	実測	無						無
345	04県南	有書	B-404	28.09.20	奥州市	細沢区小山字大袋地内	奥羽	♀	3	磨耗なし	60	推定	120	実測	無						無
346	05一関	有書	B-304	28.09.09	平泉町	平泉字熊野前地内	奥羽	♀	5	やや磨耗	80	推定	130	実測	無						無
347	02花巻	有書	C-163	28.09.04	西和賀町	沢内字川舟24地割	奥羽	♂	4		50	推定	120	実測	無						無
348	02花巻	有書	C-163	28.09.07	西和賀町	沢内字川舟42地割	奥羽	♂	7		95	推定	140	推定	無						無
349	02花巻	有書	C-061	28.09.05	西和賀町	楳沢25-140-3	奥羽	♂	8		80	推定	140	実測	無						無
350	02花巻	有書	C-052	28.09.07	西和賀町	左草1地割	奥羽	♂	6		80	推定	142	実測	無						無
351	02花巻	有書	D-112	28.09.26	花巻市	雨乃丁目1383	北上	♂	3		40	推定	100	実測	無						無
352	02花巻	有書	A-773	28.08.03	北上市	和賀町仙人	奥羽	♂	5		70	推定	152	実測	無						無

○堅果類豊凶調査結果

資料8



調査方法：目視により、着果状況を5段階で評価し、調査定点ごとに平均。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ 0.45(1.18)
- ・ブナ 0.55(3.61)

○平成28年度春季捕獲に係る痕跡調査結果(期間:平成28年3月15日~5月14日)

資料9

	努力量	目撃					
	調査距離km	クマ棚	足跡	爪跡	糞	成獣	幼獣
西和賀町	268	0	8	2	0	18	9
C-162	32		4	1		1	
A-664	60		1			3	
A-761	13		2	1			
A-763	20					2	1
A-764	3						
A-773	46		1				
C-164	20						
C-163	16					1	
C-054	28					5	7
C-061	30					6	1
八幡平市	54	1	14	3	0	12	5
G-003	3		1				1
G-001	2					1	
G-004,002	8		2				1
D-703,701	6		2			2	
F-074	5		1			1	
F-072	4		2			2	
C-673	5		1	1		2	
C-772	12		2	2		2	2
F-073	5	1	1			2	
C-674	4		2				1
総計	322	1	22	5	0	30	14

○平成28年度春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況(期間:平成28年3月15日~5月14日)

	努力量			捕獲・目撃		
	合計出猟時間	出猟時間×人数	合計踏査距離	単独個体目撃数	親子目撃数	捕獲頭数
西和賀町	38.5	116.2	32.0	2.0	0.0	5.0
A-773	5.3	10.6	5			1
A-761	7.2	21.6	2			1
C-054	9.0	18.0	4			1
C-163	9.5	28.5	8			1
C-061	7.5	37.5	13	2		1
八幡平市	211.0	3143.0	204.0	23.0	3.0	12.0
C673	29.0	493.0	31	5	1	3
C772	14.0	84.0	16			
C773	9.0	72.0	11	1	1	
F071	20.0	320.0	18	5		
F073	4.0	12.0	3			
F171	20.0	240.0	18			4
F173	19.0	171.0	20	2	1	3
F174	25.0	500.0	26	2		2
F271	40.0	960.0	34	4		
F272	19.0	247.0	17	4		
F273	8.0	24.0	6			
G103	4.0	20.0	4			

○努力量あたり捕獲頭数

(単位:頭)

	西和賀町			八幡平市		
	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離
H25	0.06	0.01	0.05	0.04	0.01	0.04
H26	0.15	0.04	0.16	0.06	0.01	0.04
H27	0.13	0.02	0.14	0.05	0.01	0.03
H28	0.13	0.04	0.16	0.06	0.004	0.06

ツキノワグマ捕獲上限数の算定の考え方について

資料10-1

各地域個体群において、2016年11月以降の捕獲(狩猟、有害による殺処分)及び繁殖を考慮した2017年11月の予測生息数が、現在2016年11月の推定生息数に対して、3%以上減少していることがないように捕獲数を算定した。

各地域個体群は安定的であり、生息密度調査の結果、個体数がほぼ横ばいで安定的であることから従来通り3%程度の減少率とした。

北奥羽

	2016年11月	2016年狩猟 (予測)	2016年狩猟後		2017当初 (出産後)	2017有害 (捕獲上限)	2017年11月 (上限捕獲後)
0歳	274	0	274	→	266	0	266
1歳	220	0	220		225	0	225
2歳以上♀	580	15	565		608	35	573
2歳以上♂	368	25	343		409	73	336
合計(1歳以上)	1168	40	1128		1242	108	1134
					減少率		-2.95%

北奥羽捕獲上限(H28-H29): $40 + 108 = 148$ 頭①

※狩猟には春季捕獲を含む。

北上高地

	2016年11月	2016年狩猟 (予測)	2016年狩猟後		2017当初 (出産後)	2017有害 (捕獲上限)	2017年11月 (上限捕獲後)
0歳	415	0	415	→	419	0	419
1歳	331	2	329		340	0	340
2歳以上♀	900	11	889		949	45	904
2歳以上♂	614	22	592		682	135	547
合計(1歳以上)	1845	35	1810		1971	180	1791
					減少率		-2.92%

北上高地捕獲上限(H28-H29): $35 + 180 = 215$ 頭②

平成28-29年度ツキノワグマ捕獲上限数 ①+②=363頭

【 参考 】

○算定に用いたパラメータ

個体数に占める2.5歳以上の割合 0.85

♂:♀ = 1:1

繁殖可能年齢 2.5歳 以上

繁殖率 0.36 (妊娠率0.4 × 分娩率0.9)

産子数 1.59 頭

各年齢クラスの生存率(自然)

0 ~ 0.5歳まで 0.916

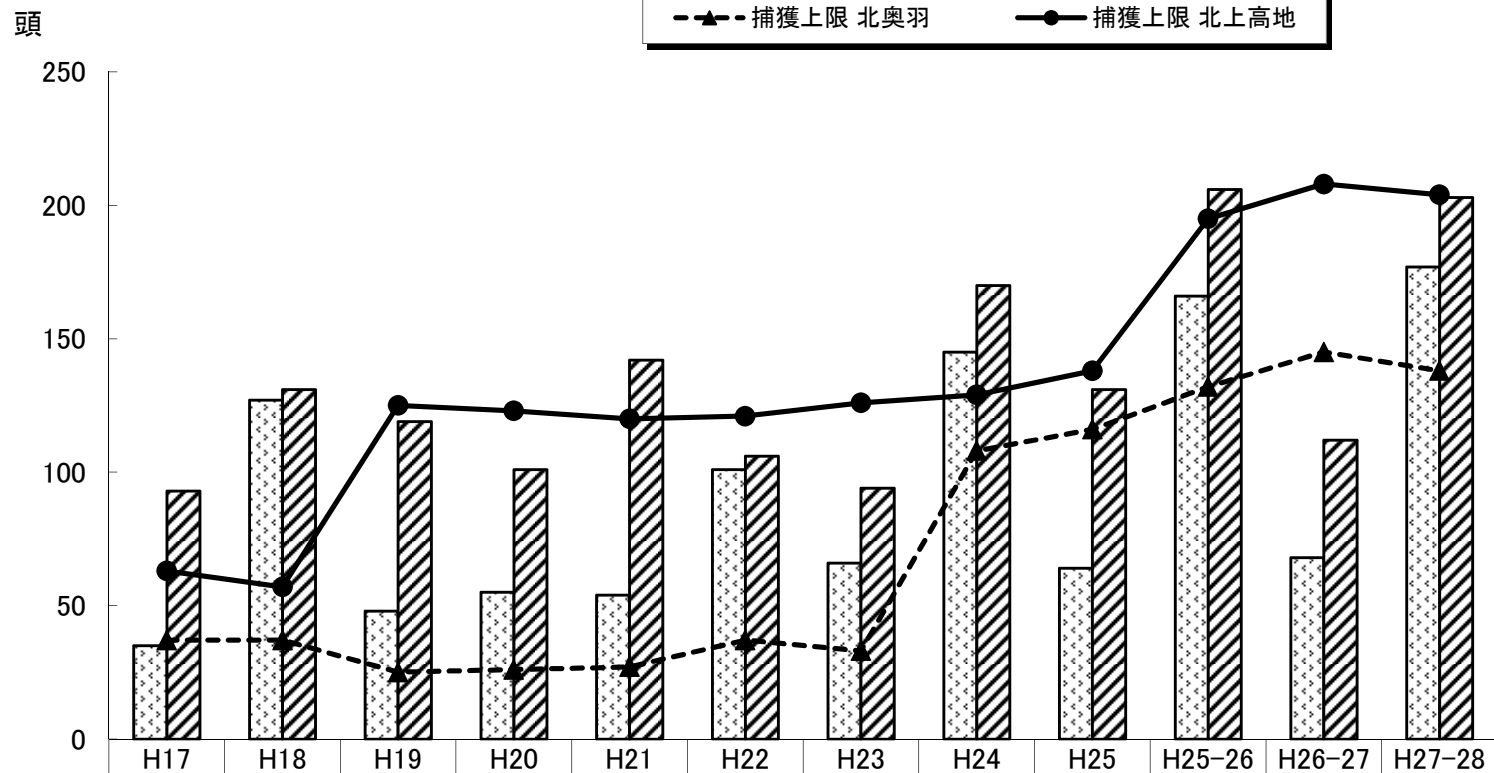
0.5 ~ 1.5歳まで 0.821 $S_c(0.912 \times 0.900)$

1.5 ~ 2.5歳まで 0.908 S_y

2.5歳以上♀・♂ 0.900 S_f, S_m

捕獲実績と捕獲上限数の推移

資料10-2



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-26	H26-27	H27-28
捕獲実績 北奥羽	35	127	48	55	54	101	66	145	64	166	68	177
捕獲実績 北上高地	93	131	119	101	142	106	94	170	131	206	112	203
捕獲上限 北奥羽	37	37	25	26	27	37	33	108	116	132	145	138
捕獲上限 北上高地	63	57	125	123	120	121	126	129	138	195	208	204

* 捕獲実績に放獣は含まない

第4次ツキノワグマ管理計画

~~(平成27年5月29日変更)~~

平成2925年〇月

岩 手 県

目

次

1	計画策定の目的及び背景
	(1) 計画策定の目的
	(2) 計画策定の背景
	(3) ツキノワグマに関する現状
	① 生息環境
	② 地域個体群の区分
	③ 生息動向
	④ 捕獲状況
	⑤ 人身被害の状況
	⑥ 農林業被害の状況
	⑦ 被害防除の取組状況
	⑧ モニタリング
	⑨ 春季捕獲
	⑩ その他の取組状況
2	管理すべき鳥獣の種類
3	計画の期間等
	(1) 計画期間
	(2) 計画の見直し
4	対象地域
5	管理の目標
	(1) 基本目標
	(2) 目標を達成するための基本的考え方
6	管理の実施
	(1) 基本的施策
	(2) 具体的施策
	① 個体数管理
	② 生息環境管理
	③ 被害防除対策
	④ モニタリング
7	管理のために必要な事項
	(1) 各機関・団体等の果たす役割
	(2) 人材の育成・確保
	(3) 隣接県との調整
	(4) N P O等との連携
	(5) 情報共有と普及啓発
	(6) 錯誤捕獲の防止等

1 計画策定の目的及び背景・趣旨

(1) 計画策定作成の目的

生物多様性保全の理念に基づき、ツキノワグマの科学的・計画的な管理を実施することにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を両立させ、もって人とツキノワグマとの共存を図ることを目的として本計画を策定作成する。

(2) 計画策定作成の背景・趣旨

① 背景

ツキノワグマは、~~西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、ヒマラヤ南麓から東南アジア北部、中国東北部、台湾、海南島に分布し、~~国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは~~地域的な~~全国的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国など5つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書Iに掲載され取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

~~このように、ツキノワグマが国内のみならず世界的にも希少なものとなっている状況~~のなかで、本県を含む北東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図るうえで重要な地域となっている。

本県においては、昭和62年度から平成元年度までの3ヵ年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成2年4月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期間の間に絶滅する恐れはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化する恐れがある。

このような中、近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加などにより、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害などが発生し、人間との軋轢の増大が懸念される。

~~一方、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の発生など人とツキノワグマとの軋轢は大きな社会問題となっており、適切な被害防除対策の実施が喫緊の課題となっている。~~

② 計画策定作成の趣旨

このような状況の中、平成11年6月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が改正され、「保

護管理」(Wildlife Management) という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年 3 月に「ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：平成 15～18 年度)(以下、1 次計画)を策定作成、平成 19 年 3 月には「第 2 次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：平成 19 年～24 年度)(以下、2 次計画)を策定、さらに平成 25 年 3 月には「第 3 次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：平成 25～28 年度)を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 46 号)の施行の日において計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第 3 次ツキノワグマ管理計画(以下、3 次計画)とした。

1 次計画においては、本県における第 1 期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発令発表を実施、2 次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、3 次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の見直しを実施したが、依然としてツキノワグマによる人身被害や農業被害が発生している。

以上から、適切な保護・管理の一層の推進を図るため、「第 3 次ツキノワグマ保護管理計画」を策定する作成した。

~~なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 46 号)の施行の日において計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第 3 次ツキノワグマ管理計画(以下、3 次計画)とした。~~

(3) ツキノワグマに関する現状

① 生息環境

ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラなどの広葉樹林である。本県における民有林(県有林・市町村有林含む)の広葉樹面積は、昭和 50 年度には約 449 千 ha であったのに対し、平成 7 年度は約 363 千 ha と減少傾向にあったが、平成 25 年度は約 372 千 ha であり、近年はほぼ横ばいとなっているからやや増加傾向にある。地域別では、平成 7 年から平成 25 年の間に久慈閉伊地域で 2.67.3%、馬淵川流域では 3.65.4%、大槌気仙川流域では 6.44.1%など、北上高地を中心として広葉樹林の若干の増加が見られている。

国有林はブナ林の伐採の奥地化が進んでいたが、近年の広葉樹面積は平成 13～17 年では約 178 千 ha であったのに対し、平成 20～23 年も平成 27 年度も約 178 千 ha とほとんど変化していない。また、自然環境保全意識の高まりに伴い、その基本方針が自然環境の保全に移行しており、動植物の保護等を目的とした各種保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全が進められてきている。さらに、林野庁による「緑の回廊」は、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保全を図ることを目的としたものであるが、これが奥羽山脈及び北上高地にそれぞれ設定されている。

また、国では木材自給率 50 %以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ

類堅果の減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人の入り込みの減少や手入れ不足により、ツキノワグマの行動域となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地も平成 17 年の 4,266ha から平成 22 年には 5,827ha、平成 27 年には 6,959ha と増加傾向にあり※、人とツキノワグマの棲み分けがなされにくい状況となっている。中山間地の人口減少や高齢化に伴い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

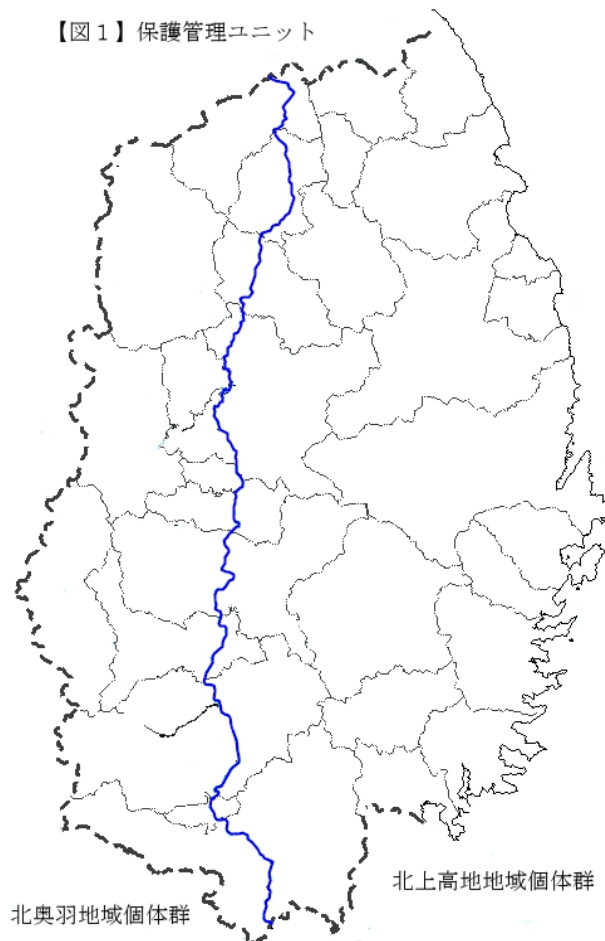
※出典：「農林業センサス（岩手県）」

② 地域個体群の区分

環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のツキノワグマ地域個体群は北上高地地域個体群と北奥羽地域個体群の 2 つに区分される。

本計画では、ツキノワグマにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を北上高地地域個体群、以西を北奥羽地域個体群の範囲とし、それぞれを保護管理ユニットとする【図 1】。

【図 1】保護管理ユニット



③ 生息動向

ア 調査方法

生息動向に係る調査は下記により行った。

	3次・4次計画 (H25.4～H34.3)	2次計画 (H19.4～H25.3)
調査区画 単位	20万分の1メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 1区画面積：約2,484ha 総区画面数：770区画 調査対象区画面数：409区画	任意メッシュ ※都市部等を除いた県域について、稜線や沢筋などにより区分したものの 1区画面積：約600ha 総区画面数：1,902区画 調査対象区画面数：1,902区画
調査方法 (実施時期)	(a)生息分布調査(H22) 対象：全県 内容：H18.4～H22.3の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b)観察調査(H22) 対象：(c)実施予定区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c)生息頭数調査(H21～H28H24) ①H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約15%(62区画)における大規模ヘア・トラップによる個体識別調査 ※実施時期 北奥羽：H21 北上高地(北部)：H22 北上高地(南部)：H24 ②H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査	(a)生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b)生息頭数調査(H18.4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認
生息頭数 推計方法	上記ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型標識再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)(b)結果及びH16年度に県内の一部地域で実施したヘア・トラップ調査をもとにした統計処理

※ヘア・トラップ調査について

有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間で合計521基のトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、トラップあたり3~4回の体毛の回収を行った。

シミュレーションは空間明示最尤法を用いた。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行なった。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化なども考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。

詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」 (<http://www.bear-project.org/>) を参照。

イ 生息分布

生息分布調査および観察調査による県内のツキノワグマの生息域は515区画となった。2次計画とは使用区画単位が異なるため単純な比較はできないが、県北などの一部地域を除いて奥山から中山間地、里山への拡大が目立ってきている。また、都市部等に近い場所にも出没地域が広がる傾向が見られ、集落や市街地近くの山にもツキノワグマがいる状況となりつつある。

地域個体群別の生息分布（3次計画）

2,484ha/ 区画	総区 画数	生息域		非生息域	
北上高地	474	342	(72.2)	132	(27.8)
北奥羽	257	173	(67.3)	84	(32.7)
計	731	515	(70.5)	216	(29.5)

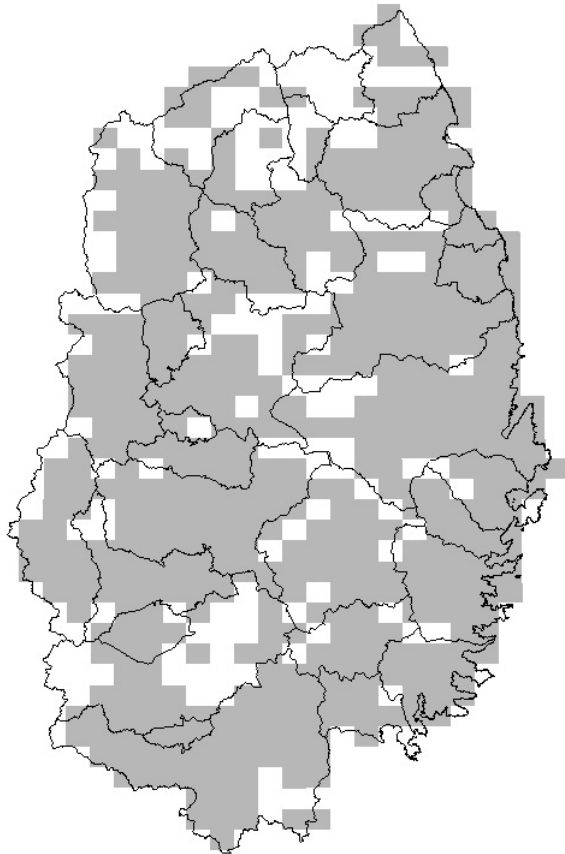
注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合(%)である。

2次計画 メッシュ換算値 ※5.4km×4.6km=24.84km²/区画=2,484ha/区画

地域個体群別の生息分布（2次計画）

600ha/ 区 画	総区 画数	生息域		非生息域	
北上高地	1,329	1,081	(81.3)	248	(18.4)
北奥羽	573	436	(76.1)	137	(23.9)
計	1,902	1,517	(79.8)	385	(20.2)

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合(%)である。



生息分布図

0 20km

ウ 推定**個体**生息数

①の調査結果をもとに推計された**3次計画**の推定**個体**生息頭数はおよそ 3,400 頭との結果となつた。り、平成 25 年度以降実施している生息密度調査では特に大きな変動は認められていないため、現時点での推定個体数はおよそ 3,400 頭とする。

なお、2次計画における推定**個体**生息頭数は、およそ 1,720 頭（1,343～2,097 頭）と推計されているが、**3次計画**における今回の**個体**生息頭数調査は、2次計画よりも精度の高い調査手法により推定されているものであり、単に**個体**生息数が増加しているということを示唆するものではない。

2次計画期間中の捕獲実績や農業被害の状況等を勘案すると、推定**個体**生息頭数が過小評価となっていた可能性が考えられる。しかし、野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと（非定常性）、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率などを正確に得ることは極めて困難であること（不確実性）なども考慮に入れる必要がある。

また、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にも跨る個体群であるが、上記数値は岩手県内における**個体**生息頭数のみを記載している。

エ 地域別の生息状況

(ア) 北上高地地域個体群

個体生息数は、およそ 2,100 頭 (95%信頼区間: 北上高地北部 913 頭~1,425 頭 北上高地南部 751 頭~1,130 頭、2次計画の調査結果では 1,270 頭) と推定され、地域個体群の長期にわたる安定的な維持が図られる個体生息数と考えられるが、北上高地ではアルビノ(白化)個体の出現が高い頻度で観察されており、地理的に他の個体群と分断された位置にあることから、遺伝的な多様性の低下が生じている可能性も否定できない。

(イ) 北奥羽地域個体群

県内個体生息数は、およそ 1,300 頭 (95%信頼区間: 1,031 頭~1,675 頭 2次計画の調査結果では 450 頭) と推定される。

④ 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、1次計画が施行された平成15年度から平成2327年度までの捕獲数を整理した。なお交通事故等による死亡数は除外した。

ア 総捕獲数

平成15年度から2327年度までの913年間に於いて、総捕獲数は、計1,6052,801頭(雄1,7911,017頭、雌853510頭、不明15778頭)、年間平均で約215178頭(雄137113頭、雌6556頭、不明129頭)となり、全ての年度及び月において雄が上回っている。

個体群別で見ると、北上高地個体群は計1,661988頭(年間平均127110頭)、北奥羽個体群は計1,140617頭(年間平均8769頭)となり北上高地が上回るが、大量出沒のあった平成18年度と平成22年度、平成24年度には北奥羽で捕獲数が増加し、逆転あるいは同程度となった。

また、捕獲数の記録が残っている昭和53年度以降、捕獲数はほぼ5年を周期とするクマの大量出沒と同調する傾向にあったが、近年はほぼ1年おきに大量出沒が起き、その年は捕獲数が増加している。

イ 有害捕獲数

平成15年度から2723年度までの139年間に於いて、有害捕獲は計1,9611,033頭(雄1,281664頭、雌558312頭、不明12257頭)で年間平均約150115頭となっている。

個体群別で見ると、北上高地個体群は1,088564頭(雄756376頭、雌310181頭、不明227頭)で年間平均8363頭、北奥羽個体群は873466頭(雄525288頭、雌248131頭、不明10050頭)で年間6752頭となり北上高地が上回るが、大量出沒のあった平成18年度、及び平成22年度、平成23年度及び平成24年度には北奥羽が逆転している。

平成24年度から27年度までの月別で見ると、有害捕獲数は8月が平均8049頭と最も多く、次いで9月が平均5741頭となっている。平成15年~23年までのデータではツキノワグマの被害が出始める5月~7月と狩猟期前の10月~11月は平均5頭前後だったものが、近年は5~7月の平均が23頭と、有害捕獲が早い時期から行われる傾向がある

ことから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。~~となっていることから、8月～9月の2か月間に有害捕獲が集中する傾向にある。~~

また、捕獲数の記録が残っている昭和53年度以降、有害捕獲数の最少年は平成7年度の14頭であり、最多年は平成~~2618~~年度の~~314241~~頭となっているが、有害捕獲数は総捕獲数と同調して~~ほぼ5年を周期として変動する傾向にある。~~さらに平成12年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向にあったが、平成13年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出没年でその傾向が顕著である。

ウ 狩猟捕獲数

平成15年度から~~2723~~年度までの~~139~~年間において、狩猟捕獲は計~~840572~~頭（雄~~510353~~頭、雌~~295198~~頭、不明~~3521~~頭）で年間平均約~~6464~~頭となっている。

個体群別で見ると、北上高地個体群は~~573424~~頭（雄~~343262~~頭、雌~~200142~~頭、不明~~3020~~頭）で年間平均~~4447~~頭、北奥羽個体群は~~267148~~頭（雄~~16791~~頭、雌~~9556~~頭、不明~~51~~頭）で年間平均~~2016~~頭となり、北上高地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

狩猟捕獲数は、総捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。~~が、近年は狩猟者登録数の減少に伴い減少傾向にある。~~

平成12年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成13年度の大量出没による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成17年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、1次計画が策定された平成15年度以降、捕獲上限数を設定し、~~平成15年度～平成24年度まで必要に応じ狩猟自粛要請を実施した~~していることのほか、~~捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わなくなった平成25年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等~~による影響もあるものと思われる。一方、総捕獲数は増加傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると傾向にあることが言える。

エ 春季捕獲数

平成25年度から再開した春季捕獲については八幡平市及び西和賀町の2市町で実施され、捕獲数は累計54頭（平均13.5頭）となっている。

春季捕獲数 (頭)

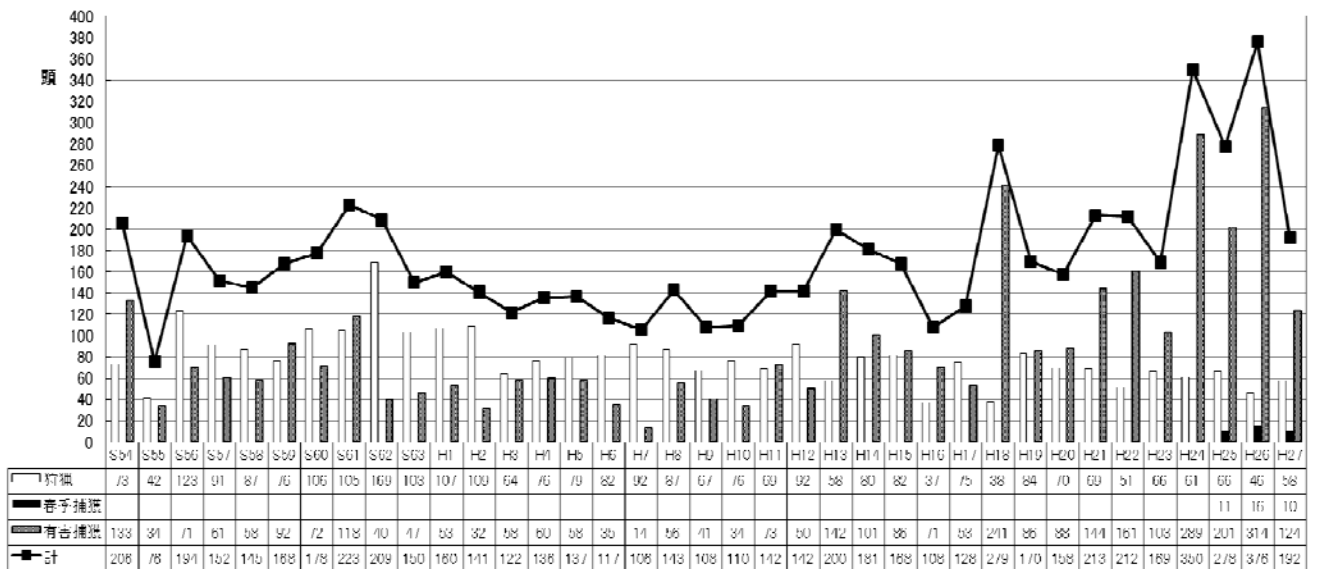
	H25	H26	H27	H28	計 (平均)
八幡平市	6	12	8	12	38(9.5)
西和賀町	5	4	2	5	16(4)
計	11	16	10	17	54(13.5)

捕獲数一覧

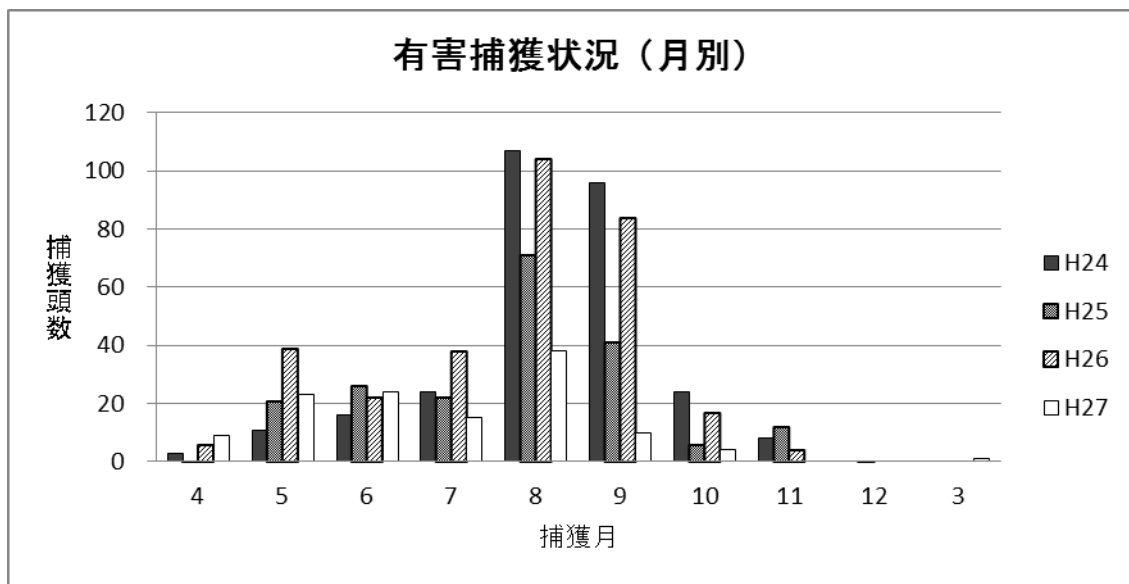
捕獲区分	個体群	雌雄	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
有害	北上	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	58	756
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	25	310
		不明				2			4	1			10	2	3	22
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	86	1,088
	北奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	20	525
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	14	248
		不明	3			17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	100
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	38	873
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	78	1,281
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	39	558
		不明	3			19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	122
	小計		86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	124	1,961
	狩猟	北上	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	37	19	24	14	24
雌			13	9	18	13	23	19	20	11	16	22	14	11	11	200
不明			17			2	1					2	4	3	1	30
計			63	29	51	30	67	48	53	30	53	43	42	28	36	573
北奥羽		雄	12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	23	23	18	167
		雌	6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	10	10	13	95
		不明	1										2	1	1	5
		計	19	8	24	8	17	22	13	22	15	18	35	34	32	267
計		雄	45	24	48	18	54	46	37	36	45	31	47	37	42	510
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	23	28	24	21	24	295
		不明	18			2	1					2	6	4	2	35
小計			82	37	75	38	84	70	66	52	68	61	77	62	68	840
計		北上	雄	76	37	59	79	79	70	95	74	69	117	127	135	82
	雌		31	31	34	52	40	31	47	32	25	51	43	57	36	510
	不明		17			4	1		4	1		2	14	5	4	52
	計		124	68	93	135	120	101	146	107	94	170	184	197	122	1,661
	北奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	66	107	38	692
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	23	50	27	343
		不明	4			17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	105
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	94	179	70	1,140
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	118	219	193	242	120	1,791
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	42	107	66	107	63	853
		不明	21			21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	157
	総計		168	108	128	279	170	158	210	213	171	350	278	376	192	2,801

※狩猟数にH25から実施している春季捕獲を含む

年度別 狩猟・春期捕獲・有害捕獲によるツキノワグマ捕獲数



有害捕獲状況（月別）



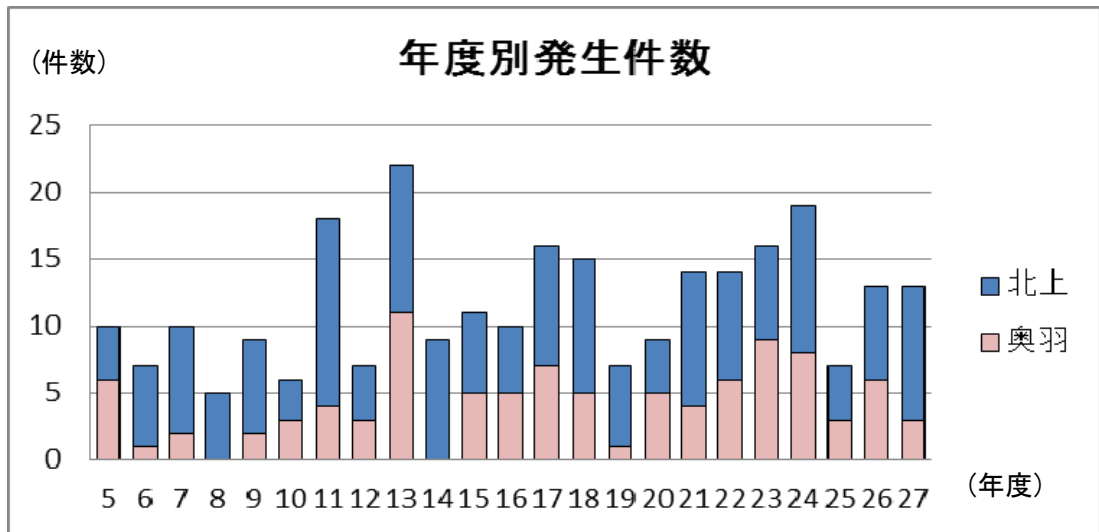
⑤ 人身被害の状況

ア 発生件数

本県におけるツキノワグマによる人身被害(狩猟又は有害鳥獣捕獲中の事故を除く。)の状況について、記録の残っている平成5年度から平成27年度までの23年間の発生件数を整理した。

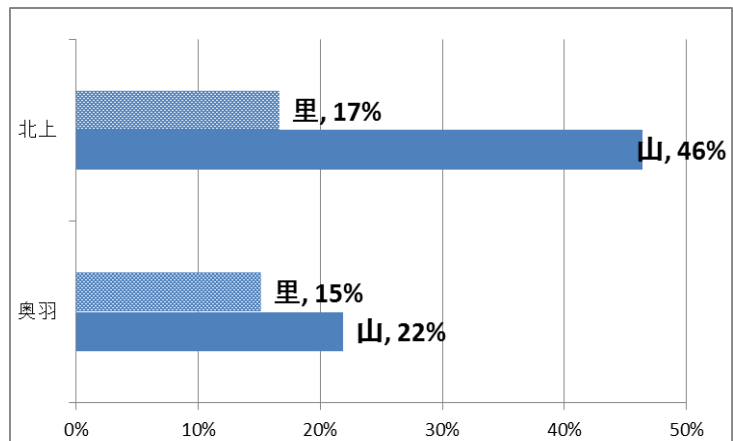
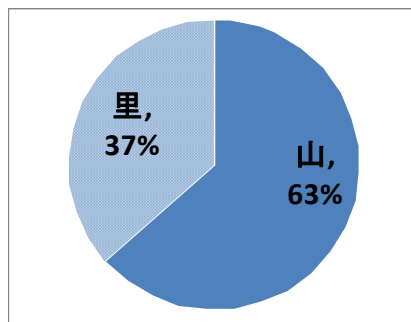
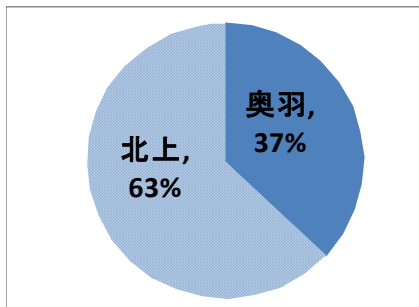
この間、人身被害は毎年発生があり、累計では268216件288229名(年平均1111件1212名)、最多発生年は平成13年の22件、最少発生年は平成8年の5件となっている。

このうち、死亡事故は、平成13年度及び平成21年度にそれぞれ1件(各1名)発生しており、累計では2件(2名)である。



イ 発生場所

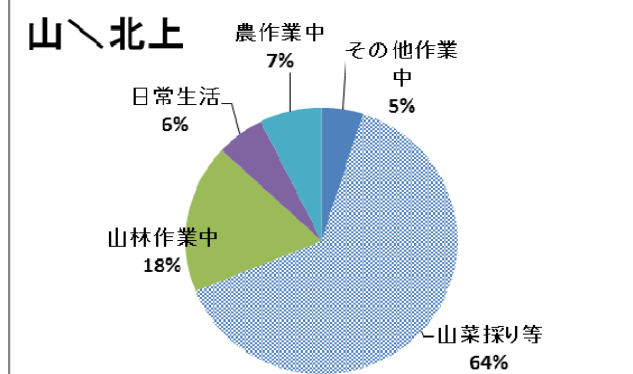
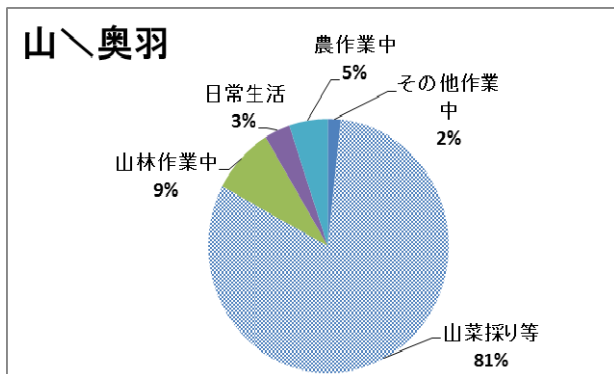
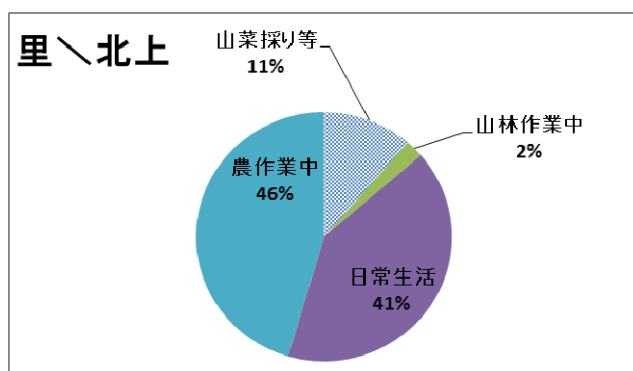
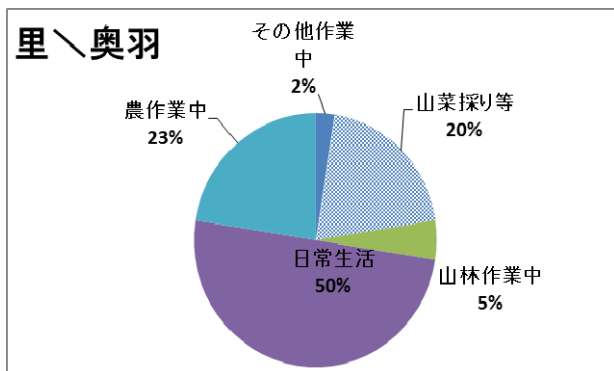
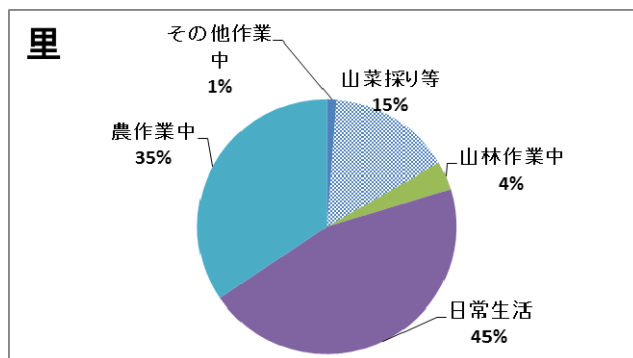
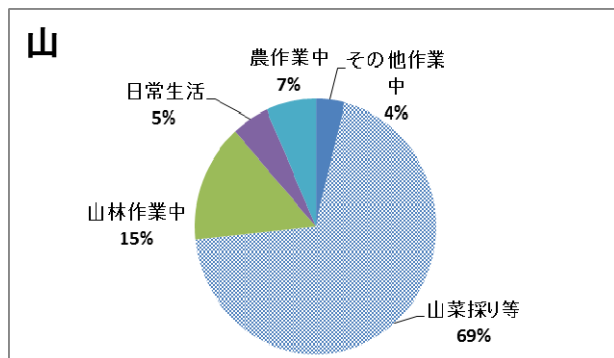
発生場所を地域別に見ると、北上高地が **63.64%** (168 件)、北奥羽が **37.36%** (99 件)、環境別ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が **63.71%** (170 件)、人里での事故が **37.27%** (98 件) となっており、**全体の割合では北上高地の山間部での発生が 46%** と最も多く、全体の半数弱を占める。



ウ 発生時の状況

発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約7割を占め、人里では、農作業中や日常生活（散歩など）での発生が多い。

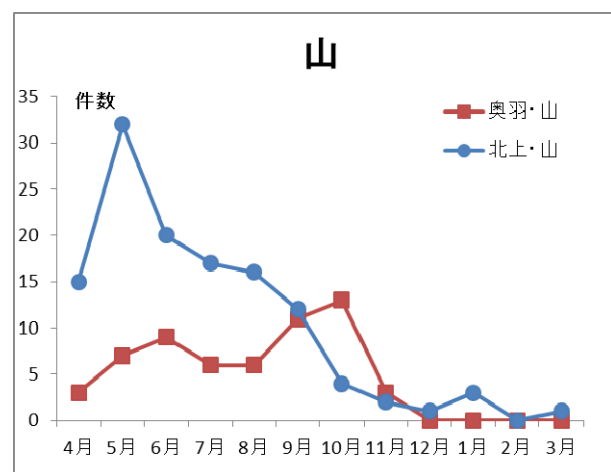
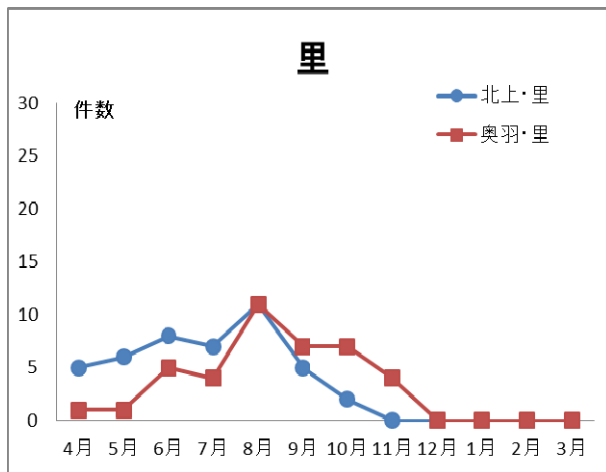
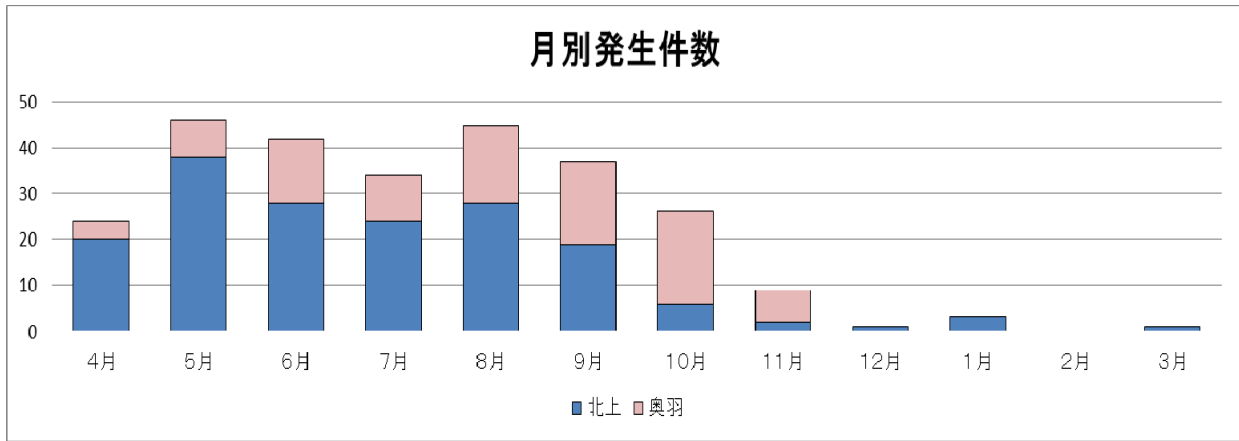
特に、人里での発生の場合、北奥羽では日常生活中、北上高地では日常生活に加えて農作業中の発生が多くなっている。



エ 発生時期

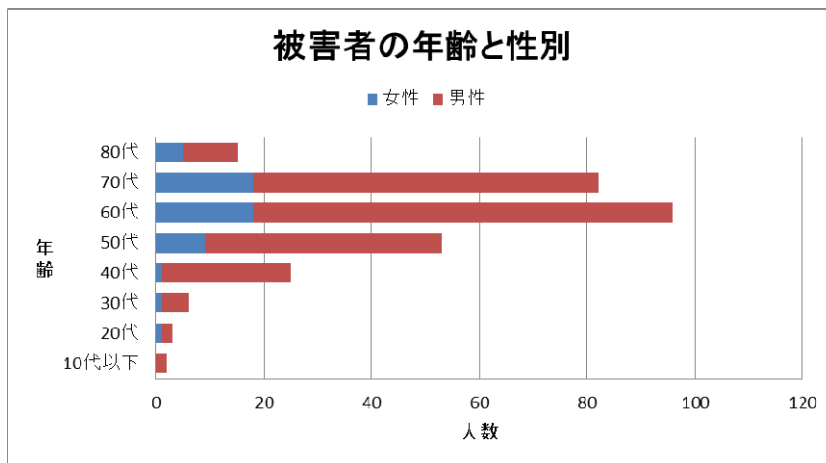
全体では5月、8月にピークが認められた。

場所別で見ると、人里では8月の農繁期に最多となり、山間地では北奥羽は6月と10月に、北上高地は5月に大きなピークが認められた。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。山間地では初夏と秋季に分散したが、特に北上高地では夏季、北奥羽では秋季に多かった。



オ 被害者の年齢と性別

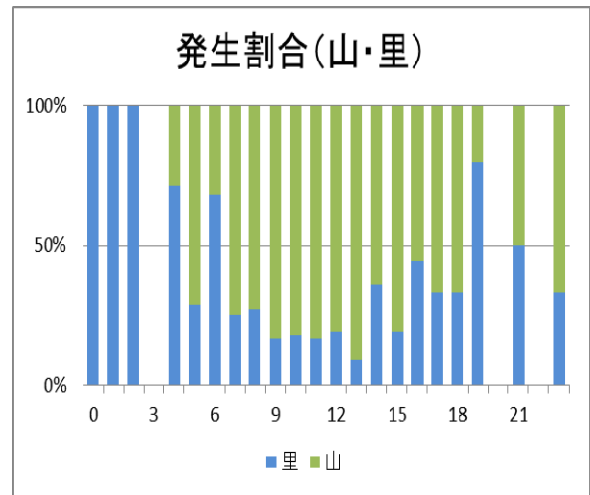
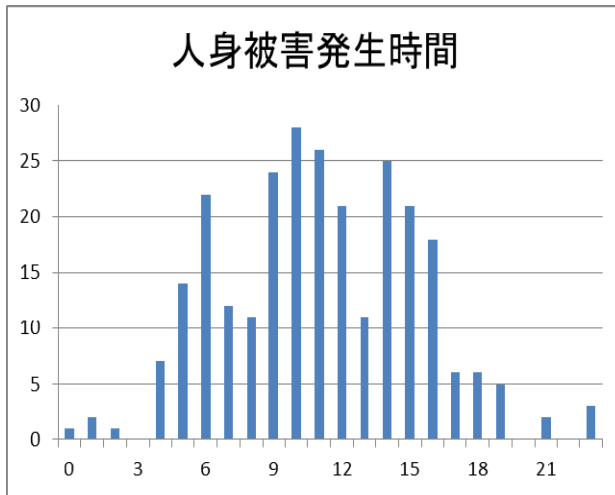
最も多いのは、60代の男性であり次いで70代男性、50代男性の順に多い。



カ 発生時間帯

平成5年度以降のうち発生時間帯を把握できた264194件の内訳見ると、午前10時前後～午後4時が最も多く、次いで15時前後午前4時～午前10時となっている。

また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地でおきており、早朝や夕方以降は人里での発生が増える傾向が認められた。



⑥ 農林業被害の状況

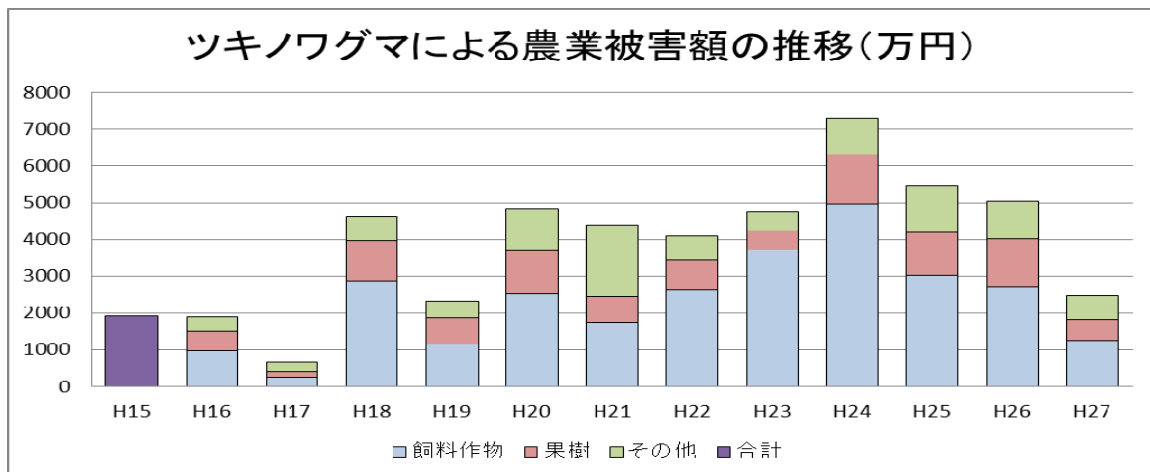
農業被害については、果樹（主にリンゴ）、野菜（主にスイートコーン）、飼料作物（主に飼料用とうもろこし）及び養蜂などについて発生しており、最近は、**年度によってかなりの差が認められる。**面積でおよそ100ha、金額でおよそ2,300万円～4,800万円で推移している。

林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が稀に報告されるのみである。

農業被害の発生状況(平成15～27年度)

単位: ha、万円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
被害面積	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26
被害金額	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477



⑦ 被害防除の取組状況

ア 人身被害防止

人身被害防止について、県では、**ホームページ等の広報を活用し、ツキノワグマによ**

る人身被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図っている。

また、平成 18 年 2 月に全国に先駆け「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領」を定め、同年 3 月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、全国に先駆けツキノワグマの出没前（冬ごもり中）に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表発令し、関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

その後も、大量出没が見込まれる年（平成 26 年、平成 28 年）には注意報を発表しているが、平成 28 年度には春先のクマの大量出没の状況等を踏まえて 6 月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表し、更なる注意喚起を実施した。

また、ホームページに市町村等の取組を掲載するなど、意識啓発の促進に取り組んでいる。

市町村においては、ツキノワグマが出没した際における防災無線や広報車等での地域住民への周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布など、それぞれの市町村で独自の取組みを実施している。

イ 農林業被害防除

農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を図っている。

また、平成 19 年 12 月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定され、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けられることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等を踏まえた総合的な対策が進められている※。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求められた場合、委譲について同意しないこととしている。

※ 盛岡市猪去地区において、市が調整役となり、平成 19 年から自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及び維持管理作業を実施。平成 26 年度、平成 27 年度にはクマの捕獲頭数は 0 となり、取組が始まった平成 19 年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成 26 年度において農作物被害は軽微となっている。

⑧ モニタリング

ア 行動調査

平成 15 年度から平成 20 年度までの 5 年間、岩手大学及び関係市町村の協力の下、放獣個体の追跡による行動調査を実施した結果、行動範囲の広狭及び行動圏の高低や奥山と里地との往来状況等は、年度や季節ごとに異なるとの知見が得られた。

イ 捕獲個体調査

捕獲個体の有効利用と保護管理計画へのフィードバックを目的として、平成10年から平成26年まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況、薬剤耐性菌保有状況等の分析調査を実施した~~している~~。

(ア) 年齢及び体格等

H10～H23の14年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集できた計2,272頭（北上高地個体群1,432頭、北奥羽個体群840頭）を対象として、性別、体格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、有害捕獲が多くなる8月～9月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあった。

(イ) 薬剤耐性菌保有状況

人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215検体（雄125、雌88、不明2）について実施した結果、検出率は全体の15.8%となり、調査対象個体の約1割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたり大量出沒翌年の捕獲個体での検出が無いなどの結果から、出沒頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

ウ 堅果豊凶状況調査

ツキノワグマの出沒予測及び注意報等発令の判断に資するため、平成17年度からツキノワグマの出沒と密接に関連するとされるブナ堅果の豊凶状況について、県内12カ所を調査地点として平成17年度～25年度までシードトラップによる調査、平成26年度からは目視調査を実施している。そのうち、平成17年度の結果をもとに、平成18年3月、平成18年度の大量出沒について注意報を発令発表し、同様に平成26年度、平成28年度にも注意報を発表した。

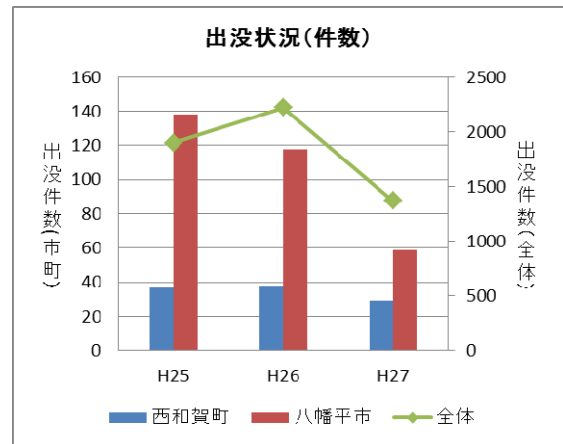
また、ブナ以外の広葉樹堅果については、関係機関の協力のもと、目視調査による豊凶状況調査を実施している。

⑨ 春季捕獲

平成25年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される。平成26年度は全国的にクマの大量出沒年となっており、本県においても出沒報告件数が多い年であったが、西和賀町においては前年度と出沒報告件数にほぼ差がなく、八幡平市においては前年度よりも減少が認められた。

春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

		H25	H26	H27	H28	
西和賀町	捕獲数	5	4	2	5	
	目撃数	成獣	5	0	0	2
		親子	1	0	0	0
	踏査距離(km)	109	25	14	32	
八幡平市	捕獲数	5	12	8	12	
	目撃数	成獣	17	25	31	23
		親子	1	2	3	3
	踏査距離(km)	150	310	250	204	



⑩ その他の取組状況

学習付け移動放獣

ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成10年度から平成12年度にかけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成13年3月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書—移動放獣技術マニュアル」（以下「移動放獣マニュアル」という。）に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣を実施している。

2 管理すべき鳥獣の種類 ~~対象鳥獣~~

本県に生息する野生のツキノワグマ (*Ursus thibetanus*) とする。

3 計画の期間等

(1) 計画期間

上位計画である第112次鳥獣保護管理事業計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）の計画期間に合わせて、平成2529年4月1日から平成2934年3月31日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域区域

岩手県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

なお、北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県と跨るものであることから、相互の情報共有を継続し、将来的には両県と連携し広域的に管理を進めていくことも検討する。

5 管理の目標

(1) 基本目標

本県における人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を再構築するため、以下の目標を定める。

- ①本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持
- ②人身被害の防止及び農林業等被害の軽減

(2) 目標を達成するための基本的考え方

管理の実施にあたっては、「**個体数管理**」「**生息環境管理**」「~~個体数管理~~」「**被害防除対策**」「**モニタリング**」に総合的に取り組む。特に、人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備など総合的な対策を講じることで、再発防止に努める。

なお、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を構築するため、狩猟が果たしている役割を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等による棲み分け^{※1}を図り、総合的な取り組みへの県民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

※1「棲み分け」：別々の種が、干渉しあうことなく空間的に別の場所で生息すること。この場合は、空間的のみならず、時間的、生態的（生活上）において人とクマが別々に生息（生活）することを指している。

6 管理の実施

基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

(1) 基本的施策

- ① 個体数管理
- ② 生息環境管理
- ③ 被害防除対策
- ④ モニタリング

(2) 具体的施策

① 個体数管理

個体数の管理は、地域個体群を単位とした生息状況等を勘案し下記により実施する。

また、近年は数年に一度の頻度でいわゆる**大量出沒^{※2}**が発生していることから、**大量出沒の発生を前提とした対応が必要となっている。**

※2「大量出沒」：例年と比較して多くのクマが恒常的な生息域から人里へ出沒し、それに伴い捕獲数も顕著に多い年のこと。いくつかの都道府県にまたがる広い地域で同調する傾向がある。

ア 捕獲数の管理

(ア) 管理年次

捕獲数の管理は、狩猟期を起点とし、11月15日から翌年の11月14日の1年間を管理年次とする。これは、捕獲上限内において狩猟**及び春季捕獲**を優先させて実施することにより、狩猟行為によってツキノワグマに人の怖さを学習させ、**人里への出沒の抑制を図ること**などを目的とする。

(イ) 捕獲上限数の設定

捕獲上限数は、地域個体群ごとに、「ツキノワグマ保護管理検討委員会」において、次の事項を勘案のうえ毎年度設定する。

また、大量出没が数年に1度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことから、単年毎の捕獲上限に加えて、複数年単位での捕獲上限設定について検討委員会で検討する。

- (a) 推定生息数
- (b) 生息分布
- (c) 農林業被害の発生状況
- (d) 前年度までの捕獲数
- (e) 前年度までの捕獲上限数
- (f) 餌となる堅果類の豊凶状況
- (g) その他自然的社会的状況

(ウ) 捕獲数の把握

捕獲上限数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要となることから、図1により地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数を常に把握する。

(エ) 捕獲自粛要請

それぞれの地域個体群ごとの有害鳥獣捕獲と狩猟による合計捕獲数が捕獲上限数を上回らないよう、市町村、狩猟者、農林業者等の関係者に対し協力を要請することとし、捕獲数が捕獲上限数に達することが予測される時又は達したときは、捕獲関係者等に対し捕獲の自粛を要請することとする。

ただし、有害捕獲については、その必要性を十分検証したうえで実施できることとし、可能な限り放獣など非捕殺による方法を検討することとする。

イ 捕獲許可の方針

ツキノワグマの捕獲許可については、被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許可することとし、地域個体群を長期にわたり安定的に維持するという観点から、その必要性について十分に審査したうえで、被害防除に直結する効果的な捕獲が行われるよう配慮する。

このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

(ア) 捕獲についての方針

ツキノワグマが、人や農畜産物等への害性を現すときは、原則として追払いの方法により対応するものとする。

ただし、次に掲げるような場合にあっては、捕獲（捕殺を含む。）することを認めるものとする。

- (a) 人の生命又は身体（以下「人身」という。）に対する危害の防止を目的とする場合（原則として、人身への危害が現に発生し、又は発生する可能性が非常に高いとき）

(b) 農林業被害等の防止を目的とする場合（原則として現に被害を受け、捕獲等の措置以外に、被害を防ぐ有効な手段がないとき）

(イ) 許可の制限

(a) 予察的な捕獲は許可しない。

(b) やむを得ず子連れグマの捕獲を許可する場合にあっても、原則として幼獣の捕殺は認めない。

(ウ) 区域

必要最小限の区域とし、原則として、人家、田・畑・果樹園等の農地及び養蜂箱設置箇所など直接の人的、物的被害発生地並びにそれに隣接した地域に限定する。

(エ) 期間

30日を限度とする。

(オ) 頭数

被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。

(カ) 方法

銃器又は箱わなによるものとする。

ウ 春季捕獲

春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制などの効果が期待できる。それらの観点から、地域及び期間を限定して春季捕獲を認めることとし、実施にあたっては調査を行い効果を検証する。また、許可をする場合には下記の条件を付す。

(ア) 穴グマ猟は禁止する。

(イ) 親子連れの捕獲は親子とも認めない。

(ウ) 捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため個体数調査を実施する。

エ 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

(ア) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成11年岩手県条例第62号）により処理する。

(a) 日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

(b) 人家又はその敷地内に侵入している場合

(c) 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合

(イ) 市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグマ保護管理検討委員会」において当該許可事案について検証する。

(ウ) 「ツキノワグマ保護管理検討委員会」での検証の結果、適切な業務の執行を図るう

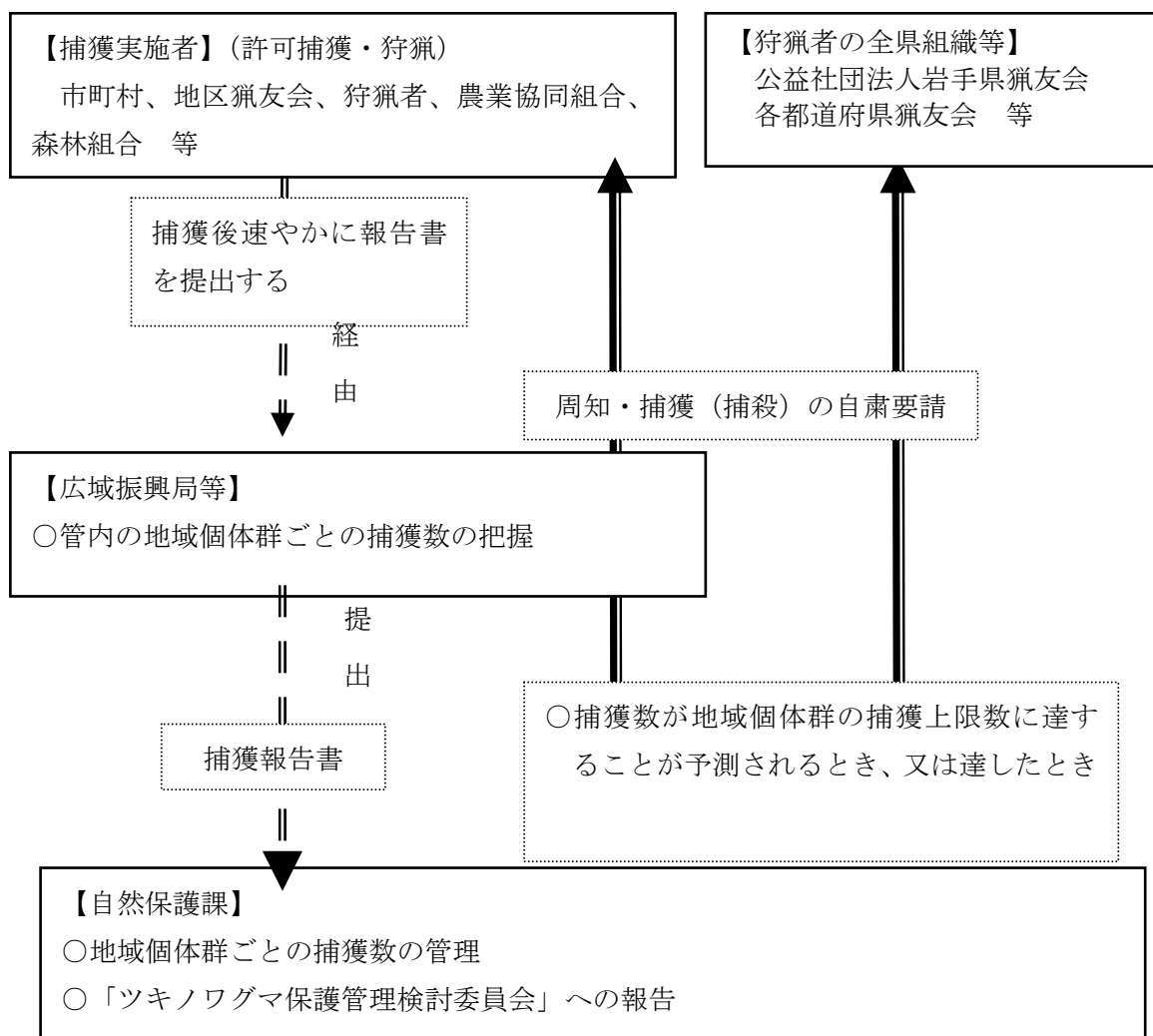
えで必要があると認める場合には、県は市町村に対し助言等を行う。

オ 放獣

地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、移動放獣マニュアルを参考に、可能な範囲において柔軟に放獣について検討する。

放獣体制の整備については、国有林や公有林における放獣適地の検討など、放獣地確保の取組を実施する。また、問題個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲時の適切な学習付けや、捕獲経験のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保などについて関係者間で検討する。

図1 個体数管理の流れ



② 生息環境管理

地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「棲み分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める。

※ ゾーニングとは、単に区域分けをするものではなく、「それぞれの環境においてどのような対策を行うことが適切か」を関係者間の共通認識とするため、地域を大まかに「ツキノワグマの生息域」「緩衝域」「人の生活域」のように分類するもの。

ア 「ツキノワグマの生息域」における環境管理

ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住みよい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、関係部局等と連携のうえ、以下の取組を推進する。

(ア) 生息地の環境保全

国立・国定及び県立自然公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、鳥獣保護事業計画で指定する鳥獣保護区等については、ツキノワグマの餌資源が豊富な環境であることを踏まえ、その保全や復元等の確かな管理に努める。さらに生育不良な人工林については、針広混交林への誘導等環境保全整備を推進する。

(イ) 生息域の連続性の確保

国有林においては奥羽山脈や北上高地における「緑の回廊」の設定、民有林においては国有林の緑の回廊を補完するために「民有林緑の回廊」を設定し、その連続性を確保するとともに、県全域において天然性林の的確な保全及び森林認証制度等の活用による自然植生の保全推進に努める。

※ 平成 18 年度から導入された「いわての森林づくり県民税」の「県民参加の森林づくり促進事業」により、野生鳥獣との共生、自然植生の保全を目的とした森林整備を実施している。また、「いわて環境の森整備事業」により、人工林の針広混交林への誘導等を推進しており、平成 28～32 年度の 5 年間でおよそ 7,500ha の整備を目標としている。

イ 「緩衝域」「人の生活域」における環境管理

ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワグマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「クマの生息域」と「人の生活域」の境界に位置する「緩衝帯」としての役割を果たしてきた里山の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、農林部局、市町村及び地域と連携して以下の取り組みを進める。

(ア) 緩衝帯の整備

落葉広葉樹を主とする人家や耕作地周辺の里山二次林や耕作放棄地等は、ツキノワグマの分布域や侵入路となりうることから、除間伐や刈り払い等の林内整備によって見

通しをよくし、緩衝帯として整備、維持することによりツキノワグマの出没しにくい集落環境をつくる。

また、河畔林や段丘林などのうち、「人の生活域」への移動経路となるおそれがある箇所については、所管部局と調整のうえ緩衝帯として整備しツキノワグマの出没を防止する。

(イ) 誘引物の除去等

集落等において、農畜産物や廃果、生ゴミなど、ツキノワグマを誘因する物質の有無を検証し、可能な限り移動や除去などにより適切に処理するとともに、柿や栗などの庭先果樹についても、収穫の徹底や幹へのトタン巻きなどによりツキノワグマが利用できないように努める。

③ 被害防除対策

人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、ゾーンごとに被害の発生状況や発生要因を踏まえた的確な方法を講ずる。

また、市町村及び関係機関の主体的な取り組みを推進するとともに、**地区管理協議会を中心として関係機関が連携して**~~するため、~~生態及び生息動向等に関する情報を**共有しながら、提供し、**~~地域の実状に即した~~効果的な手法について**検討し、実施する。**情報収集と普及に努める。

ア 人身被害防除

ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

(ア) 「ツキノワグマの生息域」における人身被害の回避

ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であることを踏まえ、市町村や関係機関と連携して次のような取り組みを実施する。

(a) 自己防衛意識の啓発

山でツキノワグマに出遭わないため及び出遭ってしまった場合の心構え等を各種媒体を通じて周知するとともに、自己防衛意識の啓発を図る。

(b) 誘因物の除去等

登山道、野外施設等ではツキノワグマを誘引する原因となる生ゴミ等を残さないよう入山者に対して意識啓発を図るとともに、山地にある観光施設等については施設管理者に対して生ゴミ等の適切な処理を行うよう指導する。

(c) 出没情報の周知

地域の出没情報について広く周知する。

(イ) 「緩衝域」における人身被害の回避

人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワグマの出没を抑止するよう次のような対策を講じる。

(a) 誘因物の除去等

(b) 出没防止対策

地域実状を十分考慮したうえで鳥獣駆逐用煙火などによる追払い等を実施し、ツキノワグマ個体への忌避と学習効果を活用した防止対策を講じる。

(c) 出没情報の周知

地域住民に広く情報提供を行い、被害防止に係る普及啓発を図る。

(d) 迅速な対応

ツキノワグマが出没した場合には、市町村や警察及び地元猟友会等関係機関との連携により、被害の発生又は拡大防止のため必要な手段を講じる。

(ウ) 「人の生活域」における人身被害の回避

人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、人命の保護を第一として警察等各関係機関の協力のもと対応する。

(a) 誘因物の除去等

(b) 危機要因の排除

ツキノワグマが市街地に出没し人身被害の危険性が高い場合には、警察等関係機関が連携のうえ、出没個体の追払いや捕獲、住民の避難誘導等、速やかに住民の安全を確保する。

(c) 出没情報の周知

防災無線等により地域住民に対して速やかに情報提供し被害防止を図るとともに、二次被害の拡大を防止する。

(d) 再発防止及び未然防止

市街地出没の侵入を回避するため、関係機関の協力によりツキノワグマの移動路や誘因物の有無等を検証し、必要に応じ刈り払い等の環境整備を実施するなど、ツキノワグマの人の生活域への侵入を遮断するよう努める。

イ 農林業被害の防除

農林業被害防除については、市町村を主体として県農林水産部局と連携のうえ、以下の対策を推進する。

(ア) 被害状況の把握

効果的な被害防除技術に資するため、被害の実態把握に努め、被害発生状況、発生ゾーン及び発生メカニズムの分析等に必要な情報の共有を図る。

(イ) 防除対策の実施

(a) 効果的な防除方法及び技術情報の収集及び指導

農業被害においては電気柵や鳥獣駆逐用煙火による追払いなど地域実状に応じた効果的な技術情報等の収集に努める。特に電気柵については、農業普及員等と協力のうえ、より効果が発揮されるよう適切な実施に努める。

(b) 地域的取り組みの推進

地域内において個々に被害対策を行なっても、防除の効果は低い。地域全体で防除対策を推進できるように努め、併せて活用可能な事業等の情報を共有するなど、地域全体での被害防除を図る。

なお、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）による被害防止計画を作成する際には、本計画との整合性を図る。

(c) 出没防止

地域の環境整備により、ツキノワグマを農地や集落の周辺に呼び寄せない取り組みを推進する。

~~ウ 防除対策の効果検証と情報共有~~

~~地区保護管理協議会等を活用し、実施した各防除対策についてその効果検証を行い、より効果的な技術開発と普及に努めるとともに、関係者間で生態や行動及び出没動向等に関する情報を共有し、対策の向上に努める。~~

ウ 出没警報システムの活用

ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ・ミズナラ等の堅果類の豊凶と関連するとされていることから、これら堅果類の豊凶状況を把握し、有識者からの助言指導を得ながら、出没予想・注意報等の発表発令による早期対策に努める資する。

ゾーンごとに取組むべき対策及び役割分担

ゾーン	被害防除・出没抑制対策(役割分担)	
ツキノワグマの生息域 (山林内)	<ul style="list-style-type: none">・良好な生息環境の維持・質の向上(国・県)・山林内での自己防衛対策の周知、自己防衛意識の啓発(県・市町村)・ごみ等誘因物管理の徹底を促すなど、登山者、野外施設等利用者への被害防止対策の普及啓発(県・市町村)・出没情報の周知(県・市町村)・狩猟による人への警戒心の付与(狩猟者)	地区管理協議会での対策検討・連携確保
緩衝域 (河畔林や里山付近の耕作放棄地を含む)	<ul style="list-style-type: none">・人の生活域への侵入防止のため、除間伐や刈り払い等の移動経路の遮断対策や侵入防止柵の設置と管理(県・市町村・地域の自治会)・誘因物の除去(市町村・地域の自治会)・鳥獣駆逐用煙火などによる追払い(市町村・狩猟者団体)	
人の生活域	<ul style="list-style-type: none">・誘因物(放置果樹、廃棄農作物(家庭菜園含む)等)の管理・除去(市町村・地域の自治会)・農耕地等への電気柵の設置と管理(市町村・地域の自治会)・必要に応じて集落内住宅密集地への侵入防止柵等の設置と管理(市町村・地域の自治会)・追払いや有害鳥獣捕獲の実施(市町村・狩猟者団体)・市街地における緊急捕獲(警察)・出没情報の周知、住民への注意喚起(県・市町村・警察)	

④ モニタリング

野生動物の分布や個体数における「非定常性」※¹や「不確実性」※²を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管理計画へフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

また、放射性物質の影響により、狩猟による捕獲が減少することが予想されるため、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

※¹「非定常性」：自然界において野生動物の分布や個体数が短期的にも長期的にも変動し続けるという性質。

※²「不確実性」：野生動物の分布や個体数、生存率や繁殖率などどのような精査を行っても誤差や信頼限界をもつ推定値であるということ。

A) 短期的モニタリング

調査項目		調査内容	調査方法（分担）
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生の状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

B) 中長期的モニタリング

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘア・トラップによるDNA解析調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

7 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等の民間団体や大学等の密接な連携のもとに各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

① 県

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

- ア 管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価
- イ 市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び農林業被害防除対策などの情報の提供や必要な助言
- ウ 管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整
- エ 地区保護管理協議会における各種施策の取組促進
- オ ツキノワグマの生態等に関する啓発
- カ 大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施

② 市町村

市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施、推進するため、以下の役割を担う。

- ア 地域住民への普及啓発
- イ 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
- ウ 地域の自治会等の取り組みに対する協力
- エ 有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施
- オ 管理施策全般への協力

③ 地域の自治会等

地域の自治会等は、被害を受けている当事者として、地域の被害防止のため、集落単位などの地域全体の防除対策について検討を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

④ ツキノワグマ保護管理検討委員会

学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ保護管理検討委員会は、管理をよりの確に実施するため、以下の役割を担う。

- ア 管理計画の作成、評価及び見直し
- イ 管理施策についての必要な検討及び助言
- ウ モニタリング結果の評価・分析等

⑤ 地区保護管理協議会

地区保護管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出没動向等の情報共有を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施するなど、より効果的な被害防除を検討し、防除方法などの情報共有を行うとともに、地域の取組について助言を行う。

⑥ 狩猟者団体

狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

ア 市町村・県などの要請に基づく捕獲などの必要な措置への協力

イ 行政、関係団体、地域住民などに対する被害防除などについての助言

⑦ 狩猟者

狩猟者は銃器による捕獲行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

ア 銃器による狩猟の実施

イ モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

(2) 人材の育成・確保

管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置されることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

また、狩猟者は狩猟および有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化や減少が著しいことから、講習会及び狩猟免許試験などの適切な実施により、狩猟者の育成・確保に組織的に取り組む。

(3) 隣接県との調整

北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県と跨るものであり、各県と整合性の取れた管理を行っていく必要があることから、各県と協議を行う場を今後も継続し調整を図りながら管理の実施に取り組む。

(4) NPO等との連携

ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政のみの取組みでは限界もあることから、NPO等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナーシップの構築を進める。

(5) 情報共有と普及啓発

管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学

校や公民館などとの連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグマとの適正な関わり方などについての啓発に努めることとする。さらに、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く県民に公開することで管理に対する啓発に努める。

(6) 錯誤捕獲の防止等

~~鳥獣保護管理事業計画で規定しているくくりわなの直径の制限について順守を徹底するほか、イノシシ用のはこわなについても、クマ用の脱出口を設けたものを使用する、餌付け方法を工夫するなど、錯誤捕獲の防止に努める。~~

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合には、見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、くくりわなの直径の規制（12cm 以下）の遵守や、箱わなはクマ用の脱出口を設けたものを使用し、餌をクマを誘因しにくいものにする等、錯誤捕獲の防止に努めるとともに、ツキノワグマが誤ってかかってしまう錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように情報収集体制の構築や放獣体制の整備に努める。

ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議設置要綱（案）

（設置）

第1 ツキノワグマによる重大事故が発生した際に、迅速な再発防止の対策が講じられるよう各広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター（以下「広域振興局等」という。）に「ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議（以下「会議」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 ツキノワグマによる重大事故が発生した際の事故の再発事故防止に関すること。
- 2 ツキノワグマによる重大事故が発生した際の連絡調整に関すること。
- 3 その他目的達成のために必要な事項。

（組織）

第3 会議は、次の構成員により組織する。

- 1 各広域振興局等に設置しているツキノワグマ地区管理協議会の構成員
（県、市町村、森林管理署、警察、地区猟友会等の関係機関）
- 2 岩手県環境生活部自然保護課
- 3 ツキノワグマに関する学識経験者
- 4 その他、必要に応じて会長が出席を求めた者

（運営）

第4 会議に会長を置き、会長は広域振興局等の保健福祉環境部長又は保健福祉環境センター所長の職にある者を充てる。また、会長は会務を総括し会議の議長となる。

（会議）

第5 会議は、必要に応じて会長が招集する。

（事務局）

第6 会議の事務局は、ツキノワグマによる重大事故が発生した地域を所管する広域振興局等に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成28年〇〇月〇〇日から施行する。